

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第1回(全12回)

森口 透

プロローグ

2013年7月のある日の午後、渡辺浩二は段ボール箱を開けようとしていた。書斎の窓際にある読書机の横に2段に積んだ箱の1つだ。2つの箱は、調べものをするために1週間ほど前、何年かぶりに物置から出してきたものである。

その日の昼食の後、浩二は書斎のソファで習慣にしている半時間ほどの午睡をした。ところが急に降り始めた雨と風の音で目が覚めた時、窓を50センチほど開けたまま眠ってしまったことに気付いた。すでに机の上面と上段の段ボール箱が、網戸を通して吹き込んだ雨水でかなり濡れている。古希を過ぎ、耳が遠くなったので雨音に気づくのが遅れたかと苦笑いしながら、浩二は乾いた雑巾で机を拭き、中の書類がどうなっているかを調べるために、上段の箱を開いた。

幸い、中の書類はほとんど濡れていない。中にはあるのは、いずれ物を書く時の参考にしたいと考えて残しておいた、会社勤めしていた時の海外出張報告書のコピーなどである。浩二はその中に、ひもで束ねた3センチ近い厚みのコピーされた書類があるのを見つけて、取り出した。

英文で475ページの裁判記録で、表紙には次のように記載されている。

『原告、TPM コーポレーションと、被告、阪神重工業株式会社との民事訴訟 XXX 号に関して、1987年3月10日(火)より3月13日(金)まで、アメリカ合衆国北オハイオ地方裁判所にて、キャロル・マーチャント裁判官と陪審員により行われた裁判記録の写し』

浩二は、こんなものを残していたのだと少し驚きながら読み始めると、四半世紀以上も前の記憶の数々が、つい昨日のこのように次々と蘇ってくるのだった。

寒い朝

1986年1月下旬のある日の朝、渡辺浩二はかじかんた手をこすり合わせながら、その日の仕事の予定を考えていた。始業時刻の15分ほど前なので、

まだ部屋の暖房は効いていない。それでも、浩二が働く技術部に所属する100人あまりの設計開発技術者のうち、すでに半数以上が出勤して、この日の仕事の準備を始めている。

浩二は、その時43歳で、関西の大手機械メーカー、阪神重工業株式会社の産業機械工場技術部高分子機械課の課長だった。当時、高分子機械課は様々な問題を抱えていた。

それにしても、未解決の問題がまだ多いな。午後のクレーム対策会議では、せめて何とか解決の方向だけでも出しておきたい

このように考え始めると、朝から少し気が滅入りそうになったが、すぐにそんなことではいけないと気を取り直して未決箱に溜まった書類を取り上げ始めた。課員の出張費の清算書など、チェックして承認すべき書類が溜まっていたので、まずはそれから片づけることにした。

その頃、前年1985年秋のプラザ合意の影響で急速に円高が進んでおり、輸出比率の高い高分子機械課の機種種の採算が日毎に悪化していたため、浩二たちは絶えず本社の企画部や営業部から原価低減への圧力を受けていた。また、高分子機械課が開発した新型タイヤ加硫プレスが顧客の工場で本格的に稼働し始めて間もない時で、初期トラブルが発生していたため、原価低減活動とともに、それらへの対応に追われ非常に忙しい日々が続いている。

始業時刻の8時半になると18人の課員が課長の前に集まり、立ったまま5分間の連絡会議を開くことになっている。課長の浩二からその日の通達事項を伝え、課員から緊急の報告を受けるためである。その朝は午後に予定されていたクレーム対策会議への出席者を確認しただけで、浩二からの連絡事項もなく課員からも特別な報告事項もなかった。そのため、連絡会議は2分足らずで終わり、全員が「それでは今日もご安全に」と言って会議を終えた。

予期せぬ電話

技術部は工場に属しているの、安全が全てに優先する。工場には天井クレーンが走り、様々な機械が動いていて絶えず事故の危険がひそんでいるので、各所に「安全第一」の標語を書いたポスターが掲げられている。そのため、技術部ですべての会議は「ご安全に」という挨拶で終了することになっているのだ。

それからおよそ15分後、課長席の電話機が鳴りはじめた。浩二が受話器を取ると、相手は本社の知的財産部の浜田茂雄だった。知的財産部は、特許出願など特許や商標など知的財産に関する業務を担当する部である。浜田は、朝の挨拶もなしに興奮気味に喋りはじめた。

「渡辺課長、大変です。TPM社が、当社の新型タイヤ加硫プレスは同社の特許を侵害しているとして、提訴したらしいのです」

「えっ、訴えたって？ 何か知らせがあったの？」

「昨夜のうちにワシントンの法律事務所から知財部に長文のテレックスが入っていました。TPM社が当社をオハイオ州クリーブランド市にある連邦地方裁判所に提訴したことを、TPM社の顧問弁護士から連絡してきたことを、通知する内容のようです」

「それにしても、何について訴えたのかな？」

「詳細内容はまだ精査できていません。山本課長が、渡辺課長だけにはとりあえず知らせておけと言うものですから、今電話をしているのです」

「しかし、私たちが開発した機械に関して訴えられる筋合いはないけどな」

「それで渡辺課長、山本課長とともにそちらに伺いますから、お忙しいとは思いますが一緒にテレックスの内容を検討して頂けませんか？ これは重大案件ですから」

「それなら、午後は会議の予定があるので、午前中に来て下さい」

浩二は知財部の浜田と山本課長とともに、テレックスの内容をチェックすることになった。

タイヤ加硫プレスとは、未加硫ゴム（硫黄などを加えて加熱圧縮し製品ゴムになる前の生ゴム）のタイヤを外側と内側から金型で圧縮・加熱して製品タイヤに仕上げる機械である。阪神重工はそれまでアメリカの会社と技術提携をして、30年以上の間タイヤ加硫プレスの製造・販売の実績があった。その実績をベースにして、4年前からタ

イヤ業界の新しい要求に呼応して新型機を開発を進めていたのだった。

新型機とは、一言でいえば従来機より精度が高くエネルギー消費が少ない機械である。阪神重工の高分子機械課では、4年あまり前から1年半ほどかけて開発し試作機を作り、数か月のテスト運転をし、不具合を直し更なる改善をした。その結果、その頃すでに国内外に150台ほどの新型タイヤ加硫プレスの納入実績ができていた。また、最初に納入した機械が稼働し始めてから、半年が過ぎようとしていた。

新しい機械の開発の際まず行うことは、世界の競合企業に関連する特許情報を調べることである。これにより競合企業の技術が分かると同時に、他社の特許に抵触しないように開発を進めることができるからである。なお、タイヤ加硫プレスを設計、製作している会社は世界でも5、6社に過ぎないので、世界中の特許を調べると言ってもそれほど難しいことではなかった。

新型タイヤ加硫プレスの開発の結果として、高分子機械課は新しい16件の特許を申請することができ、この中の最も重要な米国特許はすでに成立していた。そのため、浜田の電話の後も自分たちが訴えられたことが、浩二にはどうしても信じられないのだった。

対策会議

浩二は知財部との緊急会議に藤崎秀雄を同席させることにした。藤崎は、いつ課長に昇格してもよい有能なベテランの部下で、浩二の不在時には課長代行をしてもらっている。

浜田が上司の山本貞治知財課長とともに技術部に到着し、午前10時から技術部の小会議室で4人はワシントンの代理人から来たテレックスの内容をチェックした。テレックスは単語数が500ほどの英文で、阪神重工のプレスの金型締め付けメカニズムがTPM社の特許に抵触しているとして、北オハイオの連邦地裁同社に訴訟を起こしたこと、訴状など関係書類の写しは国際フェデックス便ですでに送付済みである、と言う内容だった。

自分たちが最も力を入れて開発した部分が、TPM社の特許に抵触していると、相手は主張しているらしい。全文をチェックした後、浩二はとんでもない言いがかりだと考え、発言した。

「この件は問題がないですよ。我々もこの金型締め付けメカニズムについては別の特許を出願し、その米国特許はすでに成立しています。そうですね、浜田さん。それに、その時は知財部には大変お世話になりましたよね？」

浜田は、私たちが新開発機に関する特許を出願したときの知財部の担当者である。浜田は、

「そのとおりです。重要事項だったので、アメリカに出願する時には、念のためにアメリカの特許弁護士の見解をもらっておいたことですが…」と言葉を濁した。

「それなら、心配はいらんはずですね」

と、浩二が言うと、課長の山本が応えて言う。

「そうでしょうか？ いずれにしても、訴えられたということは、そう単純なことではありませんよ。たとえ技術的に問題がないとしても、解決までには金と時間がかかるし、第一、競合企業から訴えられるなんて、不名誉なことですよ」

山本の言い方には、やっかいなことを引き起こしてくれた、と暗に技術部を非難している雰囲気があったので、浩二は聞いていて少し不快になった。もともと特許や知的財産には関心があり、新たな開発に際してはいつも知財部と相談しながら仕事を進めてきたという自負があったので、知財部の特許担当の管理職として無責任な発言だと感じたからである。

4人の小会議は1時間足らずで終わった。会議室から出るとき、浜田が浩二の耳元でささやくように話しかけた。

「本件により、また、渡辺課長と一緒に仕事ができますね。訴訟は大変ですけど、渡辺課長と一緒に仕事ができるのはうれしいですよ」

「今度もまた、お世話になるけど、よろしくお願ひしますよ」

浜田は浩二より6歳若いですが、2人は妙に馬が合った。技術部の要求にも迅速に対応してくれるので、浩二は知財上の色々な問題を気楽に浜田に相談することができ、助かっていたのである。浜田は帰国子女なので英語に強いのは当然だが、それ以上に過去のしがらみにとらわれない考え方をすると、浩二は気に入っていた。それにしても、特許訴訟を受けたというのに、また一緒に仕事ができることがうれしいとは、呑気なやつだなとも、思うのだった。

浩二はその後すぐに要点を A4用紙1枚にまとめ、上司の村山技術部長と太田垣工場長の2人に別々に報告した。内容を説明した後、自信をもって付け加えて言った。

「新型機は知財部と十分に相談して、問題がないようにして開発しましたから心配は無用です」これに対して、村山は鷹揚な態度で言う。

「私も内容は理解しているので大して心配はしていないよ」

しかし、太田垣は少し機嫌を害した様子で反応した。

「渡辺君、君は心配無用ですよと言うが、本当にそうかね？ 君たちが大丈夫だと言っていた新型機にも、まだ問題が多いようだし、私は君のように楽観的、いや能天気にはなれないな」

「新型機については小さな問題でご心配をかけるすみません。今解決に努力していますので、少しお待ちください。ただ、特許問題については、万全を尽くしましたので問題ないはずですよ」

「君ねえ。『はず』じゃあ駄目なんだよ。大体ねえ、こんなに重要なことに対して『問題がないはず』と言うようでは、問題のとらえ方がまだ甘すぎるのではないかねえ」

この後、太田垣は5、6分間、説教めいた嫌味を言った。浩二は村山部長とはいつも細部まで冷静に建設的な話し合いができたが、太田垣工場長は苦手だった。普段話をしていても、いつも言葉尻を捉えられて嫌味を言われているようで、本当に実のある話し合いが出来ないと感じるのだった。その日も、太田垣への報告の後には忸怩たる思いになりながら、自分の席に帰った。

プロジェクト発足

翌日の夕方、フェデックス便で TPM 社の訴状などの関係書類が知財部に届いた。その頃使われ始めたこの国際特急配達便を使うと、アメリカからでも書類が2、3日で到着するようになっていたのだ。その日の夜と翌日、知財部と技術部の関係者が書類を読み込み、内容確認を行った。

浩二が浜田から最初の電話を受け取った日から3日後の午後、本社の会議室で TPM 訴訟に関する第1回目の全体会議が開かれた。主催は知財部で、参加したのは滝川知財部長、山本知財課長、担当の浜田、工場からは村山技術部長、渡辺浩二高分子機械課長と藤崎秀雄、東京の産業機械営業部から産業機械本部の副本部長を兼ねる山田部長

と衣川課長、営業部員の池田治の9名だった。

東京の営業部から3人も参加したのは、その頃新型タイヤ加硫プレスの大型商談が進展していたからである。それは、米国の大手タイヤ製造会社であるGタイヤ会社のオクラホマ州の新工場に設置されるタイヤ加硫プレスの案件で、阪神重工はこの商談をXプロジェクトと名付け、新型のタイヤ加硫プレスによる受注を目指していた。当然、TPM社との特許係争はこのプロジェクトの行方に大きく影響することが考えられる。会議の冒頭に滝川知財部長が挨拶した。

「詳細内容は担当者に報告させますが、当社の新型タイヤ加硫プレスがTPM社の特許に抵触するとして、TPM社が当社をオハイオ州の米国地方裁判所に訴えました。当社が外国の会社から特許訴訟されたのは初めてであり、知財部として大変驚いています。これから対策を考えなければならない訳ですが、解決のためには時間とエネルギーが必要です。また、競争企業から訴えられたことは、大変不名誉なことです。ところで、いま営業、工場ではXプロジェクトとして、この機械の新たな受注を目指しておられることをお聞きしています。当社は特許係争に巻き込まれた訳ですから、これの解決を優先するために、まずはXプロジェクトから手を引いて頂きたいと思えます」

のっけからのこの挨拶には浩二は驚いた。これでは、何が何でもこの大きな商談を受注したいという競合相手の思うつぼではないか、と思ったからである。これに対して山田が反論した。

「滝川さん、要するにXプロジェクトを諦める、というのですか？」

「そう言うことです。まずは、特許係争問題の解決に注力すべきだと、私は考えます」

「それは、おかしいのではないですか？ 技術部から特許上は問題がないので心配は不要だと聞いていますよ。Xプロジェクトの案件を受注できるか否かは、今期の本部の売り上げにもかなり影響しますから、簡単に諦めるわけにはいきません。それより、まずは相手が何を根拠に我々を訴えているのかなど、詳細説明をして頂きましょう」

これを聞いて、浩二はさすが営業部長だと思った。2人の部長の間には、会社の利益に直接関係し現場の第一線で働く者と本社の間接部門で働く者との、現実に対する真剣さ、気概の差を感じた

のだった。前田の迫力ある意見が功を奏し、滝川はそれ以上の意見を言わなかった。

TPM社の訴訟内容の詳細は知財部の浜田が説明し、会議の出席者が質問をした。また、浩二が予め用意した図面によって阪神重工とTPM社のタイヤ加硫プレスの違いを説明し、さらに、阪神重工が出願した米国特許が国内特許より先に成立したことを報告した。

会議は1時間ほどで終わった。浩二の説明によって、出席者の多くはTPM社が言うような特許侵害の心配はない、と一応の安心はしたようだった。同時に、TPM社が競合会社の訴訟までして自社の技術をアピールし、Xプロジェクトの商談を有利に進めようとしていることに、出席者は困惑を隠せない様子でもあった。いずれにせよ、米国で訴訟されたこと自体が、阪神重工にとって初めての経験だったのだ。

会議の最後に、この訴訟案件解決のために、『Zスピード』プロジェクトと名付けた新プロジェクトチームの発足が決まった。そして、チームリーダには山田副本部長、サブリーダーとして滝川知財部長と村山技術部長、推進責任者として営業の衣川、知財部の山本、技術部の浩二の3人の課長が選ばれた。

つづく

図は、現在おもに使用されている、自動車用ラジアルタイヤの構造を示す。図示されているように、タイヤは、ビードワイヤ（鋼鉄）、ビード（ゴムと補強繊維など）、カーカス（鋼鉄線など、補強繊維とゴム）、ベルト（鋼鉄線などとゴム）、トレッド（ゴム）、サイドウォール（ゴム）などからできている。使用されるゴムとしては、使用される場所に応じて最適なゴムと配合剤が使用されている。

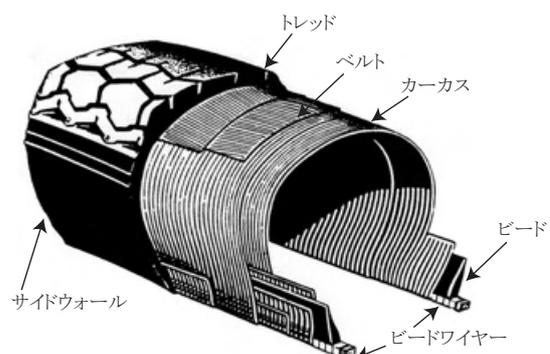


図 ラジアルタイヤの構造

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第2回(全12回)

森口 透

我慢

その日、浩二は午後8時過ぎに帰宅した。4年前に新型タイヤ加硫プレスの開発が始まってから仕事が増え、午後10時より早く帰宅することはめったになく、当時は土曜日もほぼ百パーセント出勤していた。年に5、6回の海外出張を含めて出張も多く極めて多忙だったので、午後8時過ぎに帰宅するのは非常に珍しかったのである。玄関で迎えた妻の裕子が、

「あら、おとうさん、今日はえらく早いね」と言いながら夕食の準備を始めた。妻と3人の息子は1時間ほど前に夕食を終えている。ダイニングキッチンで浩二が夕食をとっていると、2階から中学1年生になる長男の雅夫が降りてきて、「あっ、おとうさん。今日は早いな」と言った。

浩二には、その日の雅夫がいつになく元気がなく顔色も青ざめて見えたので、声をかけた。

「どうした、雅夫、元気がないみたいやないか？」

この質問には、妻の裕子が答えた。

「実はね、お父さん、雅夫は今日学校で先生にひどく叱られたのよ」

「叱られたって、雅夫が何かしたのか？」

「放課後の部活の時に音楽室の非常ベルを押しちゃったらしいの。顧問の先生から皆の前でひどく叱責された上、2か月の部活停止を言われたので、雅夫は今がっかりしているのよ」

雅夫は音楽が好きで、ピアノを弾くのが得意だ。中学に入ってからにはブラスバンド部でトランペットを担当している。勉強している時より楽器を演奏している時の方が生き生きとしているくらいだ。それだけに、部活に参加できないことはつらいようである。浩二は雅夫に訊いた。

「雅夫、それで何で非常ベルなんか押したんや？間違っって押したんか？」

「いや、間違っって押した訳やないよ。ただ何となく、押しちゃったんや」

「アホやなあ。大騒ぎなることくらい分かんかったんかいな？」

「大騒ぎになると思わんことはなかったけど、あんなになるとは思わんかった...」

雅夫はその後黙ってしまった。雅夫は幼い頃から何にでも興味を持った。4、5歳の頃から、田舎に連れて行くと昆虫や蛙、イモリなどに非常に興味を示し、自分で捕まえたり手で触ったりしなければ気が済まない子供だった。それだけに危険なことも平気ですので、目が離せない所があった。そんな雅夫の性格を知っているのも、音楽室の非常ベルも何が起こるか確かめたいと思って興味本位で押したに違いないと、浩二は考えた。しかし、2か月の部活停止とはひど過ぎる、とも思わないでもない。妻が言う。

「雅夫のしたことは良くないけど、2か月も部活停止とはひど過ぎるわね」

「そうやな。ぼくも確かにちょっと厳しすぎると思うけどな」と、浩二は呟いたが、雅夫には、

「そうやけど、しょうがない。2か月間は我慢するしかないな。した事には責任を取らんといかんからな。部活停止の間は我慢して、早く帰って家でピアノを弾いたりしたらどうかな」

と言って、慰めるしかなかった。「しょうがない。我慢」である。20年も会社勤めを続けていると、その頃の浩二には「仕方がない、我慢だ」の精神が身体にしみついていて、そのために、何かあると、子供たちにも、我慢、辛抱の大切さを説いていたのだった。

アメリカ出張

この日より1か月ほど前に決まっていたのだが、浩二はXプロジェクトの受注活動のために営業部の若い担当者、池田治とともに1月下旬に渡米することになっていた。

当時、タイヤ加硫機のように1台が数千万円もする産業機械になると、営業担当者だけで販売活動を行うことは事実上不可能だった。購買担当者を説得するだけでは不十分で、受注するためには設備担当の技術者を納得させる必要があったからである。さらに、高価な設備更新の時には、何らかの新しい開発要素が出てくる。そのために、商

談時には設備担当の技術者と開発要素について議論し、相手を納得させなければ、具体的な受注はできなかったのである。

特に、Xプロジェクトのように販売額が数10億円もする大型案件になると、受注確定と仕様の決定まで、技術の責任者が顧客の設備技術者と何回か会う必要があった。TPM社からの特許訴訟があった直後なのでこの時期に渡米するのが適切かどうかという意見もあったが、最終的には営業部長と技術部長が話し合い、この時だからこそ予定通りG社を訪問し、技術の責任者がTPM訴訟について問題がないことを説明して受注につなげるべきだ、ということになったのである。

1月も押し迫った日の午後、浩二は大阪国際空港からサンフランシスコを經由してクリーブランドのホプキンス空港に着き、アクロン市に到着した。東京から来た池田とは、サンフランシスコ空港で合流した。五大湖の一つ、エリー湖に近いホプキンス空港は、滑走路以外は雪で覆われていた。

空港には、最近アクロン市に開設したばかりの阪神重工オハイオ連絡事務所の所長、松岡武彦が出迎えてくれた。松岡の車でアクロン市のダウンタウンにあるホリディーインに着いたのは、日本と14時間の時差があるために、日本を出発した同じ日の夕方だった。

人口が20万人足らずのアクロン市には、Gタイヤ会社を始めアメリカの主なタイヤ製造会社の本社や研究所があるため、この地域は全米ゴム産業の中心と言われている。そうは言っても、アクロンはいつ来てもくすんで寂しい町だ。特に、冬期は道路以外が雪に覆われて氷点下10 近辺の日が続くので、そのように感じるのだった。

翌日は1月最後の日だった。池田、松岡とともにG社を訪れた。設備担当の3名の技術者に会い、Xプロジェクトのための改良点などを再確認するためである。しかし、今までの技術プレゼンテーションの時と違って、この日の彼らの反応は今一つの感じがする。浩二はこの日、TPM社の特許訴訟については触れないつもりだったが、1時間ほどでプレゼンテーションと質疑応答を終わったあと、課長のテッド・ロバートソンが口を開いた。

「コージ、TPM社との特許係争は大丈夫ですか？」

当時、浩二はG社の技術者と親しくなって互

いにファーストネームで呼びあっていた。G社がこの係争を知っていることは当然予想していたが、この日に問題にされるとは考えていなかったので、浩二はすこし驚いた。それでも、冷静に答えた。

「大丈夫ですよ。本件で貴社にご迷惑はおかけしませんので、ご安心ください」

「それなら良いのですが、私たちとしては少し心配しています」

「前に、新しいプレスメカニズムについて当社が依頼した特許の説明をしましたね。あの特許は、米国特許庁からすでに認可されています」と言って、認可書類のコピーを渡した。ロバートソンはこれを見ながら言う。

「分かりました。しかし、コージ、我々としては様子を見るしかありません。ただ、特許係争のこと自体はあまり深刻に心配しないでください。アメリカでは、単にビジネスの手段として特許訴訟が使われることは、珍しくありませんから」

この日の話はこれで終わり、池田とともにホテルに帰った。

アクロンでの夕食

夕食は、ホテルから歩いて行けるレストランで摂ることにした。このレストランは、ここ数年来アクロンに出張する時に浩二がよく利用するレストランである。外見は古いレンガ造りで全く冴えないが、出されるオハイオビーフのステーキは、大変うまい。夕食は池田と浩二、それに、まだ単身赴任中のオハイオ連絡事務所の松岡と黒木和夫の4人の懇親会になった。

松岡は浩二より6歳若く、高分子機械課で浩二の部下だった。オハイオ連絡事務所ができた時に、人柄の良さや英語力で抜擢され所長として派遣されたのだ。また、黒木は同時に営業部から派遣されていた。黒木も英語力には定評があり、緻密な仕事ぶりが評価されて選ばれたのである。

TPM社からの特許訴訟に関する詳細内容をまだ知らされていない松岡と黒木が、この特許係争のことを非常に心配していたのは、当然のことだった。ボストンストリップやフィレミニオンなど各々好きな料理を注文してから、4人がバドワイザーやミラーなど好みのビールのグラスをとり乾杯を終えるとすぐに、松岡が言った。

「渡辺課長、TPM社からの特許訴訟には驚いたでしょうね。私も新型機の開発に参加しましたが、他社の特許に抵触しないように慎重に検討し

ましたよね？」

「そうなんだ。君も知っているように他社の特許に抵触しないように開発をすることは、技術者としてすべき最低条件だからね。慎重に何回も検討会議を開いたし、当社の知財部だけでなく、知財部を通じてアメリカの特許弁護士とも相談して開発を進めた。そのために私はワシントンの法律事務所も訪問した。だから、TPM社が訴えたことがどうしても理解できないのだよ」

これに対して、黒木が発言する。

「あえてお聞きしますが、渡辺課長、この件、本当に大丈夫ですか？ 言いにくいことですが、どこか訴えられるだけの脇の甘さがあったということはないでしょうか？」

「脇の甘さって？ 黒木君、君は何が言いたいのかな？」

「厳しいことを言ってすみません。ただ、申し上げにくいことですが、新型機には今も技術上の問題が残っています。技術の皆さんは、いつも任せておいてくれ、と言いますが問題はなかなかなくなりませんね。ですから、特許に関しても、どこかに盲点がなかったか、と…」

「盲点ねえ。少なくとも、私が知る限りの範囲では問題がないし、すべき手続き、検討も全て行った、と信じている。もし、TPM社側に正当性があり当社が敗訴するようなことがあれば、ワシントンの法律事務所は何をしていたか、と言うことになるよ。ただ、そうは言っても、アメリカでの訴訟、特に陪審員裁判になったらどうなるかなど、心配なことはあるがね…」

「そうですね。陪審員裁判など勉強しなければなりませんね」

その時、ちょうどウェイトレスが、前菜のサラダとアルミホイルに包んで焼いた大きなポテトをテーブルに置き始めた。すると、いつも食欲旺盛で陽気な性格の松岡が言った。

「さあさ、渡辺課長も黒木君も、深刻な話はそれまでにして、今夜は料理を楽しみましょうよ」

浩二も、まずは食べて体力をつけようと考えてサラダに手を付け始めた。ただ、黒木の発言から、阪神重工にとって初めてのアメリカでの特許訴訟は、社内の多くの人々に心配をかけていることを改めて認識したことも確かだった。

翌日と翌々日は土日の連休で、池田と一緒に食事に出かける時以外は効きすぎるほど暖房が効い

たホテルの自室で過ごした。両日とも冬の北オハイオ特有の暗い曇天で、外はエリー湖からの北風が強く、昼間でも氷点下10度を下回る寒さだった。

普段は多忙で睡眠時間も削る生活をしている浩二にとって、この土日はありがたい休暇のようなものだった。普段は読めない本を読み、せっかくの機会だからとテレビをつけてCNNニュースを観て、少しでも本場の英語に慣れるよう努力した。しかし、時差のせいもあり、暖房のよく効いた部屋のソファの上で横になり、すぐに居眠りをしてしまうのだった。

居眠りから目覚めると、どうしても色々なことを考える。こういう時、浩二は決まって自分に「お前は今いったい何をしているのか？」と問いかけ、1人で考え込むのだった。

その日も、競合企業に勝つために、次に開発すべきなのはどんな機械か、とかコスト低減にはもっと画期的な方法がないか、などを考えた。そして、次に考えたのは技術者のあるべき姿についてであった。

ソニーや本田など超有名企業だけでなく、当時、自分の全てを新技術の開発に捧げた技術者たちがよく話題になった。日経産業新聞などの専門誌には、そういう技術者たちの奮闘ぶりが、後のNHKのTV番組『プロジェクトX』のように、シリーズ記事にして紹介されていた。世界を驚嘆させた日本の高度経済成長時代には、様々な分野でそんな技術者が輩出したのだ。その頃、浩二はそういう優れた先輩技術者に少しでも近づきたいと考えていた。その頃の浩二の日記には、具体的な仕事上の内容とともに、「開発技術者はどうあるべきか」とか、「産業機械分野における先輩技術者たちならどうするだろう？」と言ったことを頻りに書いてあり、その頃の浩二の、面白くもない生真面目ぶりが今もうかがえる。

G 社訪問

翌日の月曜日の午前10時、浩二は池田、松岡とともにG社の購買部を訪ねた。1986年2月になっていた。購買部を訪問した目的は、Xプロジェクト受注のための挨拶と、TPM社との特許係争について説明することだった。その日、ふだんは顔を出さない購買部長のポール・ゴードンが同席したので、3人とも少なからず驚いた。いつも会う課長格のラリー・ローズと担当のケン・ハリスが同席していた。

池田がXプロジェクトの最新状況を聞いたが、G社側は検討中と言うのみで、設備部サイドと同じく今までと比べて反応が良くない。やはり、特許係争が影響しているのか。

次に浩二がこの特許係争について説明した。少し時間をかけて、新型タイヤ加硫プレスの開発の経緯から始めてTPM社と阪神重工の機械の差異を用意した図面を用いて、TPM社の主張がいかに理屈に合っていないかの説明をした。説明を終えると、ゴーワンが口を開いた。

「それで、あなた方は訴訟に勝つ自信があるのですね？」

これに対して、浩二ははっきりと答えた。

「もちろん、決して負けるとは考えていません。勝つ自信は十分あります。開発の経緯を考えればお分かり頂けると思うのですが」

「そうですか。ただ、特許係争はやっかいで、どんなに勝つという自信があっても解決までには時間がかかります。本当は、訴える方も訴えられる方も金と時間を浪費するだけで、何の益にもなりません。ですから、簡単に裁判に訴える今のアメリカの風潮は困ったものです。最近、内容如何に関わらず、ビジネス上有利となれば、訴訟をする会社があるくらいですからね」

「ところで、ミスター・ゴーワン、貴社はこの特許係争について当社に協力して頂けますね？」

浩二はこう述べた後、この言葉が出たことに自分でも驚いていた。必要な協力とは何か、自分でも具体的な内容は考えていなかったからである。これに対して、ゴーワンは答えた。

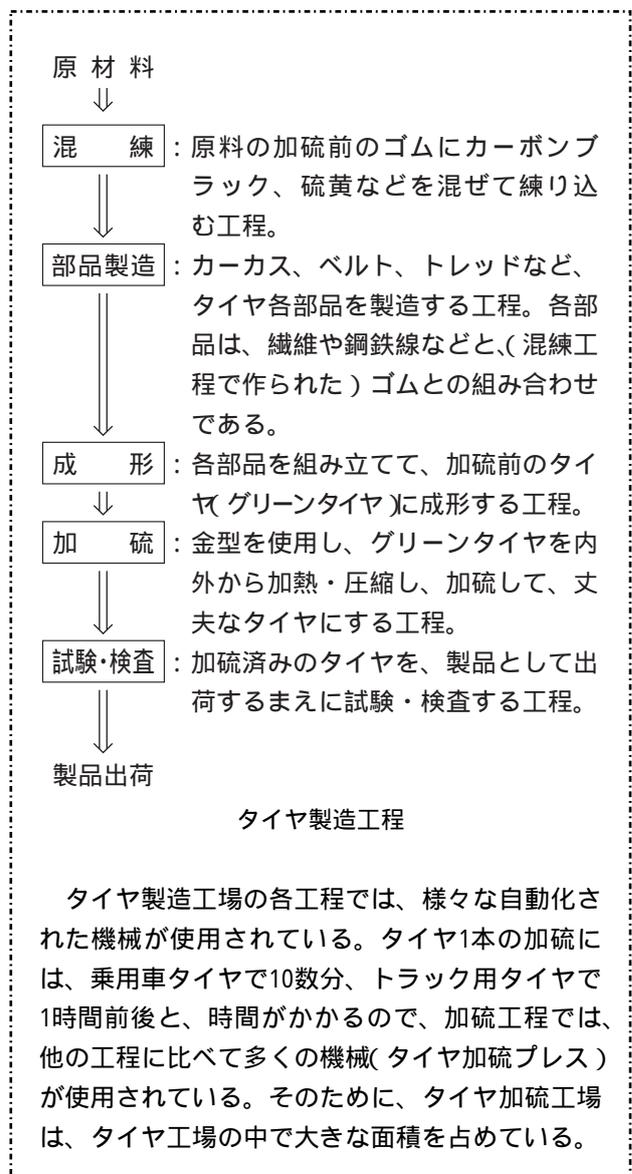
「協力ですか。どんな協力でしょうか？ もちろん、私たちは貴社の機械のユーザーとして、求められれば必要な証言をするなどの協力は惜しみません。しかし、貴社とTPM社どちらか一方だけが有利になるようには協力することはできません。両方とも、当社にとって大切な設備メーカーですから、中立の立場を取らざるをえないのです」

考えてみれば、これは当然のことだ。Gタイヤ会社としては中立の立場で事態を注視するしかないのだろう。浩二はそれまで、何となくG社は加担してくれると思っていたようだった。新型タイヤ加硫プレスはもともと機械精度やエネルギー消費などG社の厳しい要求仕様を満たすように開発したものであるから、G社がほっておく訳はないと考えていたのだ。しかし、今回の設備部と購買部との2回の会談で、自分の考えが甘かった

ことに気づいたのだった。

その日の午後遅く、浩二と池田はホリディーインをチェックアウトして、郊外にあるスタジオ・シティーという名前のアパートに移った。そこは松岡と黒木が仮のオハイオ連絡事務所をおいているアパートで、今回の出張では移動のために松岡が黒木の車に頼る必要があったのと、今回はまだ訪問すべき会社が多くアメリカ滞在が長引きそうになったので、週単位で借りられるアパートに移ったのである。

つづく



北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第3回(全12回)

森口 透

翌日の火曜日から3日間、浩二は池田とともにアクロン市内の3社と、車で3時間ほどかかるミシガン州デトロイト市近くにあるある1社の合計4社のタイヤ会社を訪問して、新型タイヤ加硫プレスの説明をした。移動は松岡か黒木の運転する車だった。

どこに行っても雪が20センチほど積もっていたが、それでも、融雪剤と早朝の除雪車のお蔭で道路には雪がなく凍ってもいない。米国の東北部は雪の多い寒冷地なので、こうでもしなければ車社会は成立しないのであろう。

訪問した4社では設備と購買の担当者に面会した。彼らはすべて、TPM社が阪神重工を提訴したことを知っていた。同じオハイオ州にあるTPM社が宣伝しているようだ。これを聞いて、浩二はアメリカのビジネス界の厳しさを再認識したような気がした。

その週の木曜日の夕方、浩二はたまっていた下着を、アパートの地下にあるコインランドリーで洗濯した。ところが、洗濯物をセットしてから自分の部屋に帰り出張報告を書いたりしたので、乾燥の済んだ下着を取りに行くのを忘れていた。気が付いてあわてて取りに行ったのは4時間以上が経ってからだった。下着は洗濯機から取り出され、大半が無残にもずたずたに引き裂かれていた。誰がしたのか？洗濯機を使おうとしたら、すでに乾燥した下着類で詰まっていたので腹を立ててやったのか？乾燥まで済んだら速やかに取り出ささい、と書いてあるので、忘れていた自分が悪かったと反省はしたが、浩二は異国での生活の厳しさを知った思いがしたものだ。

テキサス州のG社タイヤ工場訪問

その週の日曜日の朝、浩二は池田とともにクリーブランドのホプキンス空港からテキサス州のダラスに飛んだ。ダラス・フォートワース空港から車で2時間ほどかかる大平原の中のタイラーという町にある、Gタイヤ会社の乗用車用タイヤ製

造工場を訪問するためである。北オハイオと違って、シャツ一枚でも良いほど暖かい空港には、三つ柳明彦が車で出向かえに来てくれた。三つ柳は阪神重工産業機械工場の製造課の係員である。このタイヤ工場には、阪神重工が開発した新型タイヤ加硫プレス130台が8か月前に設置され、半年前からタイヤを製造している。ただ、油圧配管の油漏れがあるので、三つ柳が配管工の山崎とともに3週間前から来て、各プレスのチェックと手直しをしていたのだ。

その日は日曜日だったが、工場はフル生産をしていた。浩二たちはすぐに工場に入り、まず自分たちが設計して納入したタイヤ加硫プレスが稼働している状況を確認した。

テキサスの大平原の巨大な工場の中に、130台の加硫プレスが整然と並べて設置してある様子は壮観だった。各加硫プレスは、加硫されたタイヤを全自動で次々にコンベア上に吐き出している。阪神重工から出荷されたタイヤ加硫プレスは、仕様通りの機能を発揮しているようだ。無事に生産していることは聞いていたが、実際に自分の目で確認した時、浩二はまずはほっと胸をなでおろした。そして、自分たちが設計し日本の工場で製造された機械が遠いテキサスの平原で働いていることに、静かな感動を覚えるのだった。

それと同時に、もしTPM社との特許係争に負けるようなことがあれば、この130台についても、特許使用料など何らかの支払いを求められる、と思うとぞっとした。負けるとは思っていないが、何が何でも、この係争は負けてはならないのだ。

その日の夕食は、この地方の名物であるナマズ料理のレストランで摂った。家族から離れて、遠くテキサスまで来て頑張っている、三つ柳と山崎をねぎらうことがこの夕食会の目的だった。レストランの入り口に幅2メートル、長さ3メートル、深さ1メートルくらいの水槽があり、日本の川にいるものより黄色っぽいナマズが泳いでいる。お客は好きなナマズを選び、フライなどの好みの料

理を注文することができるようになっていた。

翌、月曜日の朝、浩二は、三つ柳とともに工場の幹部と設備保全の技術者たちに会った。油圧配管の油漏れが一番の問題であったが、それ以外にも制御系統などに小さな問題が幾つかあり、その一つひとつの内容を確認し、確認の覚書を作成した。設備メーカーとして解決することを約束し、署名入りの覚書を交換したのである。この日の午後、浩二と池田はダラス・フォートワース空港から3時間あまり飛んで、アクロンに帰った。

関係者の懸念・議論

翌日の火曜日、知財部の滝川部長と浜田、それに営業課長の衣川が日本からアクロンに到着した。滝川と浜田の訪米は、Zスピードの解決のためにワシントンの法律事務所を訪れることが主目的であったが、その前に浩二や衣川と話し合って理解を共有しておくために、アクロンに寄ったのである。裁判は北オハイオ連邦地裁で行われるので、土地勘を得ておくことも目的の一つだったようである。衣川の出張の主目的は、Xプロジェクトの受注を確実にするために営業課長として浩二と池田に加わってG社を訪問することだった。

その日の夕食は、滝川、浜田、衣川、松岡、黒木、池田、浩二の7人による、アクロン市内の中華料理店での懇親会になった。

Zスピードに関しては、翌日到着することになっているワシントンの法律事務所の弁護士を交えて話すことになっているので、その日の夕食は仕事を離れた気楽なものになるはずだった。少なくとも浩二はそう考えていた。しかし、バドバイザーやミラーライトなど、各自好みのビールで乾杯し、前菜の皿が運ばれてくると、それに箸をつける前に滝川が浩二に問いかけた。

「渡辺さん、例の訴訟の件、技術的には本当に大丈夫なんですか？」

今まで何回も記載しているように、浩二はこの件に関しては自信があったので、答えた。

「以前にも説明しましたが、これには十分に自信があります。開発に際しては、知財部と相談しながら、後で特許問題が起きないように注意しましたからね。その際、お宅の山本さんや浜田さんにはずいぶんお世話になりました」

「それは聞いていますが、やっかいなことになったものです。競争相手企業から特許侵害で訴えら

れるのは、当社として初めてなので、全社的に注目されているのでね」

これには何と答えたら良いか分からず浩二は黙っていた。すると、衣川が発言した。

「渡辺さん、本当に大丈夫なんですか？ 正直言って、私はかなり強く心配しています。新型タイヤ加硫プレスにはまだ技術的な問題が多いように思います。渡辺さんを前にして言いにくいのですが、技術部の皆さんは何かと詰めが甘いような気がするものですから」

浩二は滝川の発言は大して気にならなかったが、衣川の発言にはむっとした。やはり本当のところ信用されてないのだな、と感じたのだ。浩二は反論した。

「前から申し上げているように、TPM社との特許係争に関しては、技術的には百パーセント自信があります。これで負けるようだと、日米の特許制度やアメリカの裁判制度そのものが信用できなくなると、思うくらいですよ」

「そうですか？ 技術の皆さんは、いつもそう言って我々を安心させようとしています。しかし、問題ないはずの新型タイヤ加硫プレスからもクレームがなくなりませんね」

「この場であまり時間をかけて議論をしたくないのですが、一般的に新開発機には初期トラブルがつきものです。いろいろな事情で試運転期間も十分取れませんからね」

「だからと言って、クレームがあって良い訳はないでしょう？ 特許問題もですが、いま起きている問題を早く解決していただかなければ、営業の受注活動にも支障をきたしますよ」

「衣川さんは、クレーム、クレームと言いますが、先ほども申し上げたように大半は初期トラブルの類です。ある程度の初期トラブルは、新しく開発した製品の場合は避けられないと私は考えています」

「どうも、その辺が甘いように思うのですが…。初期トラブルがあって当然なのですか？」

「あって当然だとは言っていない。しかし、ある程度はやむを得ないと言っているのです。初期トラブルを恐れているのは、新しい機械の開発などに挑戦できません」

「小さな初期トラブルであったとしても、とにかく早く解決してくださいよ。そうでないと今後の受注活動に支障をきたしますから」

「わかりました。1日も早い解決のために、我々

も努力しているのです...」

衣川は浩二と同じ歳だ。切れ者で営業部のホープと言われている。慎重でさまざまな引き合い案件にもすぐ飛びつくというのではなく、鋭い洞察力を持って熟慮してから戦略的に対応するタイプなので、浩二も衣川を高く評価していた。他方、失注した場合の逃げ道、言い訳を常に用意しておく用心深さも兼ね備えていた。それだけに、技術部への要求や指摘も厳しかった。

それに比べて、浩二は根が楽観的な性格だったのか、失敗した場合を考えるより先に、「さあやってみよう」と言って部下をけしかける方だった。また、何でも言い訳を言うことが何よりも嫌いだ。しかし、それだけに脇の甘いところがあったことも確かである。

衣川と浩二の間にやや険悪なムードが感じたのか、松岡が仲介するように言った。

「衣川課長も渡辺課長も、議論はこの辺にしてご馳走をいただきますよ。せっかくのご馳走がまずくなってしまうですよ」

誰だって懇親会を深刻な議論の場にしたくない。松岡の発言の後、幸いにしてはそれ以上の議論にはならなかった。

長身のアメリカ人弁護士

次の日の午前、ワシントンのオーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所のリチャード・オブライエン弁護士が阪神重工のオハイオ事務所に到着し、午後、浩二たちは彼からアメリカの特許訴訟と裁判についての詳しい説明を受けた。

オブライエンは190センチを超える長身のアイランド系で、髪と同じ赤毛の口ひげがよく似合う40代半ばの男で、弁護士業はサービス業であることを心得ている感じの、にこやかな好漢だ。感心したのは、オブライエンの英語がG社の技術者たちと比べても明確で分かり易いことであった。弁護士にとっては、分かり易い言葉をしゃべることが何よりも大切なようである。

浩二は学生時代から意識して英語を勉強し、今もタイム誌を購読するなどして、継続して学習している。また、阪神重工に入社してから20年、技術者として何回も海外出張をして外国人と接してきたので、英語にはかなり慣れていた。そのため、オブライエンの喋ることはほぼ全て理解することができた。外国語大学出身の衣川は英語に堪能だった。しかし、知財部長の滝川は英語を使う職

場にいなかったため、アメリカからの帰国子女である浜田が滝川の耳元で通訳した。

ひととおり説明した後、オブライエンが言った。「大切なことは、訴訟、裁判を必要以上に怖がってはいけない、と言うことです。アメリカには、ビジネスを有利に進めるためだけに訴訟を起こす会社があります。日本の会社の中には、訴訟を起こされると驚いてすぐに和解に持ち込み、多額のお金を払う会社がありますが、それでは相手の術中にはまるようなものです」

それに対して、滝川が質問した。浜田がそれを通訳する。

「それでも、競争企業から訴訟されるなんて、不名誉なことですね？」

「決して不名誉なことではありません。相手は単なるビジネスの手段として訴えているだけです」

「安易な和解がよくないと言いますが、裁判までとなると、時間と費用がかかりませんか？」

「もちろん、ある程度の時間と費用がかかることは仕方ありません。ですから私は、何が何でも裁判までもって行けと言っている訳ではありません。和解した方が得策の場合もあるでしょう。ですから、これから貴社内部で十分議論して方針を決めるべきことです。私たちは、貴社が有利に決着するようにできるだけ努力をしますから」

浩二も特許裁判になった時を想定して幾つかの質問をした。その結果、アメリカの特許裁判への個人的興味が増したのだった。

つづく



図 アメリカ合衆国東部

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第4回(全12回)

森口 透

翌日の木曜日、浩二は衣川、池田とともにG社の設備課と購買部を訪問し、Xプロジェクトのその後の様子を聞き、早期の発注を要請した。営業課長が来ても、G社側の固い雰囲気はまったく変わらなかった。やはり雰囲気はよくない。

翌日、滝川と浜田は、オーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所ですべての詰めをするために、オプライエン弁護士とともにワシントンに向かった。一方、衣川、池田、浩二の3人は、いろいろな案件の今後のフォローを、オハイオ連絡事務所の松岡と黒木に任せて帰国した。

悪夢の思い出

浩二が3週間近いアメリカ出張を終えて帰宅したのは、2月も半ばを過ぎた土曜日の夜だった。居間にいた妻の裕子が階段の上に向かって、

「お父さんが帰って来たよ。みんな下りておいで」と声をかけると3人の息子たちは下りてきた。

久しぶりに見る妻と息子たちは、何とも小さくて頼りなげに見えた。これは、当時欧米への出張から帰国した時に、浩二がよく感じたことである。出張中に欧米人の大柄な体と彫の深い顔を見続けるせいか、帰国してしばらくはそのように見えたものだった。

土産のチョコレートや小さな土産物を配ってから、浩二は息子たちに声をかけた。

「みんな、元気やったか。しっかり勉強しとったな？」

それに対し、「元気やで。勉強もしとったで」と元気よく答えたのは、三男の良夫だけだった。良夫はまだ小学1年生だ。長男の雅夫は黙ったままである。まだプラスバンド部の部活禁止中だから、面白くないようだ。ちょっと遅れて、小学五年生の次男の和夫が、

「お父さんは、僕らの顔を見るとやっぱり勉強のことしか言わへんのやな」

と元気で言ったので浩二は驚いた。和夫の顔色は青ざめており、よくないので、浩二は、「和夫、どうしたんや？ 顔色がようないな。どこが悪いんか？」と訊いた。これには妻の裕子が答

えた。

「あなたがアメリカにいる間、和夫は調子が悪く、3日も学校を休んだのよ」

「風邪でも引いたのかな。まだ寒いからな」

「熱も咳なども出ないから、はっきりした風邪みたいでもないのですけどね」

「そうか、いかな。早く元気にならんといかんなあ」

こう言いながら、その時の浩二は悪夢のようだった、3年前を思い出していた。

それは、浩二が新型タイヤ加硫プレスの開発に忙殺されていた頃、初めに雅夫が、1週間ほどして和夫までもが学校を休み始め、結果として2人が4か月近くも学校を休んだ時のことだ。

当時の浩二は、世界の競合会社に負けない新型機を造りたいと、土日もほとんど休まずに開発に没頭していた。そのために、初めのうちは、雅夫と和夫に何が起きているのかよく分からないほどだった。仕事が気になって余裕がなく、息子たちのことは全て妻の裕子に任せていたのである。朝7時少し前に家を出て午後11時頃に帰宅していた浩二は、週日は起きている子供たちの顔を見ることはなかった。そのために、初めの2週間ほどの間は、裕子から2人の体調が悪いので学校を休んでいる、との報告をうけているだけだった。その頃、浩二は毎朝、「まあ、無理して学校に行かなくてもええよ。体調が良くなるまで休ませようよ」と裕子に言ってから家を出ていたのである。

裕子は、2人を行きつけの開業医だけでなく、市内の子供病院などにも連れて行ったが、原因は分からなかった。裕子の報告を聞いて、当時仕事のことでいらいらしていた浩二は、

「なんで原因が分からんのや？ どの病院もやぶ医者ばかりなんやな」

と言うだけだった。浩二は本当に親身になって心配していたとは、言えなかった。

2人が学校を休み始めてから1か月半ほどが過ぎた、ある日のことである。夜の11時に帰宅して遅い夕食を摂っていると、裕子が言った。

「お父さん、大変忙しいとは思いますが、一度休みを取って一緒に医者に来てくれないか？」

「どうしたんや？ 君も知っているように、土日休めないほど忙しいんやけどな」

「分かっているけど、医者が家庭に、特に父親に問題があるのではないかと、言う意味のことを言うのよ。ですから、あなたを含めて4人で診察してもらった方が良くと思うの」

内科医や子供病院の小児科を回っても原因が分からないので、当時裕子は2人を大きな市民病院の精神科に連れて行って診察を受けていた。それまで5か所の病院をまわり、ある病院では胃に問題があるかもしれないと言うので、雅夫には子供の胃カメラによる検査まで受けさせていた。胃には異常が観られなかっただけに、小学生だった雅夫に胃カメラ検査までさせたことは、後々まで浩二の心が痛ませた。

3日後に、浩二は仕事の都合をつけて午前中の休暇を取り、妻と息子とともに、その精神科に行った。50歳前後の神経質そうに見える医者だった。医者が浩二に訊いた。

「お父さん、大変お忙しいと伺っていますが、子供たちに接してやっていますか？」

「今は土日もなかなか休めないくらい忙しいので、残念ながらあまり接してやれません」

「そのようですね。しかし、どんなに忙しくても、できるだけ早く帰り、また週末には子供たちの相手をしてやる必要があると思いますよ」

「はい、分かっているのですが、今は全く余裕がないものですから…」

「そうですか。それでも、どんなに仕事が大切でも、お子さんの健康の方が重要でしょう？」

医者は、だんだんと高圧的になってきたようだった。どうやら、浩二の態度を見て、家庭、特に父親に問題があるから、息子たちが登校拒否をしている、と半分ほど決めつけているようだ。

浩二との話が終わったあと、両親の見ているところで医者は順番に雅夫と和夫の診察を始めた。聴診器を当てたり、顔色をみたりした後、医者が雅夫に訊いた。

「どうかな。まだ、学校に行く気にはならないかな？」

これを聞いて、浩二は非常に驚いた。初めから、身体の不調でなく精神的なものが原因で登校拒否をしている、と決めつけているような感じだったからである。浩二は医者の言い方に腹が立ったの

で、言った。

「先生、子供たちはどこか身体が不調なので学校を休んでいるのです。単なる登校拒否ではないと思いますよ」

これに対し、医者が言う。

「お父さんがそんな態度だから、登校拒否をしているのかも知れませんよ。いろいろな病院で調べてもらっても、どこも身体は悪くなかったんでしょ」

浩二はますますいらだってきた。

「いや、どこか悪いはずですよ。この子供たちは単に怠けたり、精神的な理由で登校拒否をするような子供たちではありません」

医者はなお、そんな父親の態度に問題があるかも知れないと言うので、浩二も、そんな決めつけ方をしないで欲しい、納得できないと反論した。だが、もちろん結論が出る訳でなく、しばらくしてその日の診療は終わった。裕子と相談し、浩二はそれ以後その病院には行かないことに決めた。何の役にも立たないどころか、診てもらい続けられれば精神病にされて、害になると思ったからである。

当時の浩二にも、強い心配と反省点がない訳ではなかった。仕事でピリピリしている自分の態度が、影響していることも確かだろうとも考えていた。しかし、一方では、2人の顔色などから、どこか身体に問題があるという直観のようなものも感じていたのである。

なお、その日から2人の体調はよくならなかった。浩二と裕子は、無理をさせない方が良くと考えて、できるだけゆったりした気持ちで学校を休ませた。

それから2週間ほどが経ち、裕子が近所の主婦から、少し遠いが市内の大病院に評判の良い小児科医がいることを聞いた。浩二は半日の休暇を取って、裕子とともに2人をつれて行った。

50歳近い小柄な女医だった。浩二と裕子のお話を聞いてから、順番に聴診器を当て、口を開けさせて診察をした。また、2人にも順番に直接時間をかけて丁寧にいろいろな質問をし、話を聞いた。診察を終えたあと、彼女は4人に静かに語った。

「どこが悪いのか今はまだ分かりませんが、精神的なものではなく体調不良が原因で学校に行けないことだけは確かだと思います。でも、きっと治ります。一緒に頑張りましょう」

浩二はこれを聞いて地獄で仏に会ったような思

いがした。不登校の原因が精神的なものではない、と彼女が自信を持って断言したからである。

その日彼女は栄養剤のような薬を処方してくれた。それから、裕子が何回かその女医の医院に連れて行ったところ2人とも次第に元気になり、3週間もすると、1日、2日と登校できるようになった。幸いだったのは、担任の教師とクラスの仲間がそっと温かく見守ってくれたことだった。そして、それから2週間もすると2人とも元気になり、毎日登校するようになったのである。休み始めてから4か月近くが経過していた。

その頃、いつもより遅く子供たちが登校してから出勤しても良い朝があったので、浩二は2人が家を出るのを裕子とともに玄関で見送った。

「行ってきまあす」

と言いながら元気よく家を出る姿を見ながら、子供が学校に行くと言う当たり前のことがこんなに幸せなことだったと思ったことが、今も忘れられない思い出になっている。

なお、体調不良の原因は、雅夫が体調不良を訴え始めた日の1週間ほど前に縁の下に散布したシロアリ駆除剤が原因ではなかったかと、浩二と裕子は考えている。それなら、なぜ浩二夫婦と良夫は何ともなく、雅夫と和夫だけが体調不調になったのか疑問は残るが、当時使われていたシロアリ駆除の薬品は何かと健康に弊害があることが判り、その後まもなく使われなくなったと聞いているので、この推定は確かだろうと考えている。

帰国した夜に和夫の元気がないのを知って、浩二はひょっとして、また何かあるかと心配したけれども、結果としては風邪だったようで、その後すぐによくなった。

アメリカ人弁護士の来訪

浩二たちが帰国してから2週間後の2日間、オーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所のアレックス・ニューマン弁護士とリチャード・オブライエン弁護士が、阪神重工の本社を訪問した。アメリカの特許訴訟と裁判について阪神重工の経営陣に説明し、関係者とTPM社からの訴訟に関する今後の対策を話し合うためである。

初めて会うニューマンは、いかにも切れ者という感じの男だった。高い鼻梁と鋭い眼光は鷲か鷹を思わせる風貌で、頼りになりそうだ。アメリカ人としては小柄で引き締まった体つきをしており、背格好は身長が170センチ余りの浩二とほとんど

同じである。

最初の日の午後、本社の会議室でニューマンとオブライエンによるアメリカの特許係争と、陪審員裁判を含む裁判制度についての説明会が開かれた。出席したのは、Zスピードのメンバーだけでなく、担当常務など会社の経営幹部も入れて総数20数名になった。通訳をしたのは、知財部の浜田である。会議の冒頭、ニューマンが発言した。

「まず、皆さんに知っていただきたいことは、アメリカでは特許訴訟は正当なビジネスの手段として認められていて、訴えられることは決して不名誉なことではない、と言うことです。したがって、皆さんも決して余計な心配をせずに、法律に従ってことを進めていただきたいと思います」

これは、浩二たちが何回か聞いたことである。それでも、役員などの出席者はこれを聞いてまずは安心という表情だ。この後、ニューマンは今後予想される和解交渉、陪審員裁判制度などの要点を説明した。時おり意識して質問を受け付けながらの説明である。

翌日の午前、浩二はニューマンによる単独面接を受けた。ニューマンが特別に浩二との単独会見を要請したからである。面接に同席したのは、オブライエンと浜田だけだった。

ニューマンは、学歴やそれまで携わった仕事の内容など幾つかの個人的な質問をしてから、阪神重工の新型タイヤ加硫プレスの開発の経緯、Gタイヤ会社との関係、新型プレスの基本的なメカニズム、TPM社のプレスの基本的構造、などについて詳細説明を求めた。浩二は、用意した図面や写真を用いて、質問のすべてにできるだけ丁寧に英語で答えた。

アメリカの弁護士、特に特許やビジネス問題を専門とする弁護士は、大学で工学や物理学などを専攻している人が少なくない。彼らは大学卒業後ロースクール（法科大学院）で法律を勉強し弁護士試験に挑戦するのだ。大学では物理学を専攻したというニューマンは、浩二の説明をよく理解した。そのため、浩二は、まるでタイヤ会社の設備担当技術者に説明しているような思いがした。2時間半の面接を終えると、ニューマンは浩二に握手を求めながら、満足そうな表情で言った。

「ミスター・ワタナベ、大丈夫です。心配せずに訴訟に立ち向かいましょう」

後の浜田の説明によれば、裁判になった場合に阪神重工を代表して陪審員の前で専門家証言（工

キスパート・ウィットネス)をするのは、浩二になることを知ったニューマンが、浩二の人柄と英語力をチェックするために、単独インタビューをしたのだ。結果として合格し、これを知財部の滝川部長らのいる前でばく露したと言うのだ。これを聞いて、浩二は驚くとともにまずは合格したことに安堵した。

翌日、ニューマンとオ布莱エンは阪神重工を去り、別のクライアント会社を訪問するために東京に向かった。その会社もアメリカの会社から訴えられているとのことだった。

X プロジェクトの失注

阪神重工ではその日の午後、Zスピード対策会議が開かれた。ニューマンとオ布莱エンより得た知識・情報の確認など、出席者の理解のレベル合わせから会議は始まった。午後1時からの会議が始まって30分くらいが経ったころ、出席者の1人である営業の衣川課長が、国際電話だと言って呼び出しを受けて退席した。そして、およそ10分後に戻ってきて、2、3分前田に耳打ちをしてから、発言を求めた。

「皆さん、悪いニュースです。X プロジェクトは失注しました」

会議の出席メンバーはこの報告を聞いても静かだった。しばらく誰も黙っていたので、重苦しい空気が流れた。その時、浩二はこの知らせに少しも驚かなかった。先にアメリカ出張した時のG社の反応から十分予想できたからである。衣川の発言は続く。

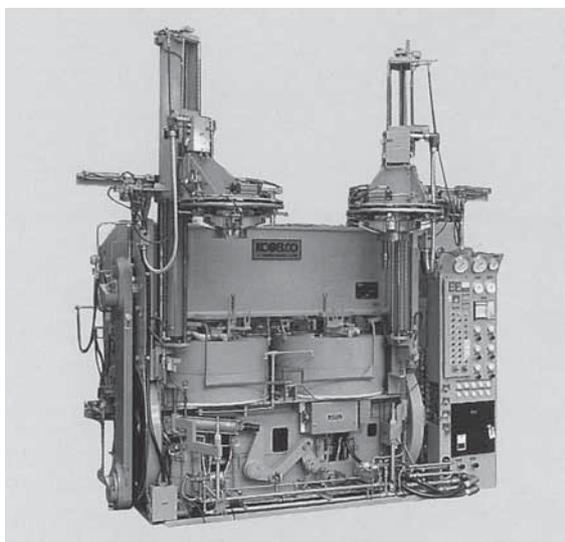
「先ほどの電話はオハイオ連絡事務所の黒木からです。今日の午後、黒木がG社から呼び出され、通告を受けたそうです」

ここで技術部長の村山が質問した。

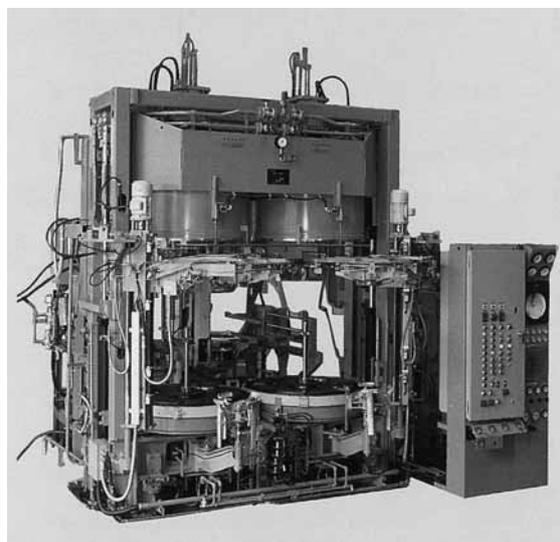
「それで、受注したのはTPM社ですね？」

「そうです。技術部の皆さんにはずいぶんと協力していただきましたのに、こんな結果になって営業部として大変申し訳なく思います。ただ、黒木の報告によれば、今回は技術的な評価が理由でなく、特許訴訟が大きく影響していることは間違いないようです。もちろん、最近急速に進んでいる円高による価格競争力低下も大きく影響しています」

つづく



従来型
機械式タイヤ加硫プレス



新型
油圧式タイヤ加硫プレス

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第5回(全12回)

森口 透

次に、Zスピードプロジェクトのリーダー、山田が発言した。

「皆さん、残念な結果となりました。特許訴訟を起こすことで、TPM社にうまくしてやられた訳です。いよいよ、当社はこの特許訴訟を早く解決しなければいけません」

これを受けて滝川知財部長が言う。

「産業機械本部としては残念ですが、訴訟に関して言えば、これで進めやすくなりました。当社は当面の間ビジネスのことを忘れて、訴訟事件の解決に集中できますから」

浩二はこの発言を複雑な思いで聞いた。Xプロジェクト案件以外でも、何社かへの新型プレスの案件が進行中であったので、訴訟だけに集中して良い訳がないからである。

この後10分ほどでZスピード対策会議は終わった。会議では、ニューマンとオプライエンのアドバイスに従い、今後は安易に和解するのではなく対決して行く方針を確認した。また今後しばらくは知財部がオーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所と連絡を取りながら、相手の動向をうかがって進めること、当然のことだが技術部と営業部は全面的に協力することになった。技術課長としての日常の仕事に加えて、当面この関係でさらに忙しくなることを覚悟せねばならないな、と考えながら、浩二は仕事場に帰った。

時はまさに日米貿易摩擦の真ただ中である。前の年にアメリカの対日貿易赤字が500億ドルを超え、プラザ合意による円高が急速に進んでいた。高分子機械課が担当する機種の上昇の3分の2が海外向けなので、急速に利益率が下がっており、営業部からは絶えず原価低減が求められている一方、顧客からの技術要求は日増しに厳しくなっている。開発、設計の責任者として、浩二は技術開発と原価低減の両立に悩むのだった。

その日、浩二は特に早く午後7時前に帰宅した。妻と3人の息子たちは夕食を始めようとしているところだった。玄関のドアを開けると、妻の裕子が、

「あら、お父さん、今日はまた、えらく早いね」と言って、浩二の食事の準備を始めた。全員が食卓につくと浩二はすぐに喋りはじめた。

「週日にみんなと一緒に飯が食えるのは久しぶりやね。3人ともしっかり勉強しとるな？」

こう言ったあと、なかなか夕食を共にする機会がないのに、勉強のことから話し始めるのはいけないな、と思って反省していた。浩二の心を見透かすように、次男の和夫が言う。

「何や、お父さん。僕らの顔を見ると、やっぱり勉強しとるかしか言わへんのやな」

浩二がアメリカから帰国した夜は元気のなかった和夫は、生意気な口をきくほど元気になっている。この様子を見て、浩二は反論する。

「子供の時にしっかり勉強の習慣をつけんと、後で苦労するからな」

長男の雅夫が非常ベルを押したのが原因で叱られ、部活停止に入ってから1か月が過ぎようとしていたので、次に浩二は雅夫に言う。

「あと1か月や。もう少しの辛抱やね」

雅夫は「そうやなあ」と言ったものの、今も面白くなさそうである。夕食の後、末っ子の良夫がまとわりついて離れないので、浩二はその夜は就寝するまで良夫とヨーヨーやけん玉で遊んだ。

Zスピードは小康、しかし、忙しい日々

この後しばらくZスピードは小康状態が続いた。TPM社の動きを見守ることになっていたの、高分子機械課では特許係争のことは忘れて、本来の設計・開発の仕事に集中することができた。しかし、だからと言って浩二ほか課員たちが暇になり日々の仕事に余裕ができた訳では決していない。

朝7時前に家を出て、帰宅するのは相変わらず午後11時前後だった。土曜日は出勤し、日曜日でも6割くらいは半日くらい会社に出ているのだ。

浩二だけがこのような状態だった訳ではなく、上司の村山部長も浩二の部下たちも似たような状態だった。村山や浩二は管理職だからいいとして、一般の課員たちは、実残業時間分の一部にしか残業手当が払われていないのに、率先して残業し期

待以上に働いたのだ。

後で考えると、管理職が遅くまで仕事をしたから部下たちも夜遅くまで仕事をするしかなかったのではないかと反省しなかった訳ではない。ただ、当時、浩二だけでなく多くの課員たちには、世界のタイヤ機械技術をリードしているとの自負心があり、仕事に使命感をもっていたために、どんなに忙しくてもつらいとは思わなかった。仕事にまい進することが一種の生きがいになっていたのだろう。時おり一杯飲み屋で課員たちと話をしても、課員たちが話すのは長時間の仕事に対する不満よりも、世界の競合企業に負けないために何をするか、が中心だった。

もっとも、当時も無駄な仕事を減らして、全員がもっと早く帰宅できる方法があるはずだと、管理職会議では何回も議論した。しかし、結果として日常の仕事に追われ、仕事の進め方を本質的に改善することはできなかった。この点については、今も浩二は、部下たちをあんなに長時間働かせる必要があったのかと、忸怩たる気分になる。

当時は日本経済が高度経済成長期の最終段階に入った頃で、日本中の多くのサラリーマンたちが残業代は一部しか出ないのに、夜遅くまで仕事をした時代だったのだろう。

当時、新聞などでは、あまりおおっぴらには取り上げられなかったようだが、『社畜』という言葉が一部に使われていた。勤務している会社に飼いならされて、自分の思想や良心を放棄してしまった、奴隷か家畜状態のサラリーマンを揶揄した言葉である。『社畜』とは実に不愉快な言い方である。当時の自分達は、決して社畜ではなかった。世界の顧客の期待に応え、強い使命観を持って働いた技術者集団だったと、自負している。長時間労働ではあったが、自分たちで考え、自分たちの意志で新しいことに挑戦した、と浩二は信じている。

太平洋戦争の後、日本の産業機械メーカーの多くは、戦争による遅れを取り戻すために欧米の会社と技術提携をした。技術提携と言っても実際は技術導入のことで、進んだ技術を持つ欧米の会社に特許料を払い、図面やノウハウを買い、図面や技術情報を日本化して機械を製作したのである。戦後の20数年の間、日本の産業機械エンジニアの仕事の多くは、欧米の進んだ技術を日本に定着さ

せることだったと言えるかも知れない。

阪神重工も、セメント機械や空気圧縮機などいろいろな産業機械を、欧米の会社から技術導入して国産化した。既述のように高分子機械課の機械式タイヤ加硫プレスもその1つである。1950年代にアメリカの技術を導入し、すでに30年以上の実績があった。しかし、1970年代の終わりころから、導入した技術だけでは内外のタイヤ製造会社が満足しなくなり始め、いろいろな要求が出始めたので、独自の技術を持ったタイヤ加硫プレスの開発を目指すようになった。

TPM社から特許侵害で訴えられている新型タイヤ加硫プレスは、アメリカのGタイヤ会社からの具体的な開発要求に応じて開発した油圧式の新型機である。そして、試作機の開発とその後の半年に及ぶ試運転の完了と同時に、G社から130台以上を受注するという華々しいスタートを切った。これにより阪神重工は従来の機械式と油圧式の2種類の標準タイヤ加硫プレスを、世界の市場に販売できるようになったのだった。

阪神重工の新型タイヤ加硫プレスには世界のタイヤ製造会社の関心が高く、当時、欧米の4社のタイヤメーカーから、テスト的に何台かを使用するための商談が進展していた。そうは言っても、各社とも世界的に知られた大会社であり、阪神重工の標準仕様をそのまま受け入れる訳ではなかった。

営業部や会社の役員は、世界的に有名な何社かのタイヤ製造会社からの要請に積極的であったが、技術的なフォローをするのは浩二と18人の課員である。18人のうち、10人以上は従来の機械式プレスの仕事をしなければならなかったもので、新型機の仕事は残りの人員で進める必要がある。そのために、新型機を開発し始めてから、高分子機械課は慢性的な人手不足の状態だった。他の課から補充するなどの努力をしてきたが、専門技術のあるマンパワーの補充は、いつも非常に難しいことだったので、課員全員が長時間勤務を余儀なくされていた訳である。

26項目の質問事項

4月中旬のある日の朝、新しい週の始めなので気合を入れようと思いながら浩二が席に着くと同時に、机上の電話が鳴り始めた。電話してきたのは知財部の浜田だった。

「渡辺課長、お早うございます。浜田です。ご無沙汰しています」

「こちらこそ久しぶりです。Zスピードが暫く小休止でしたからね。ところで、今日は朝っぱらから何か事件ですか？」

「技術部は小休止でも、知財部はこの件で結構忙しかったのですよ。お電話したのは、TPM 社が今度は当社に26項目の質問状を送ってきたことをお知らせするためです」

「Zスピードは小休止でも、こちらは超多忙だったよ。今度は質問状ですか？」

「そうです。しかし、これは何も特別のことではありません。特許訴訟を起こすと、次の段階で質問状を出してくるのが普通のことらしいです。TPM 社への最終的な回答は、知財部がワシントンの法律事務所と協力して作成しますが、技術的な質問が中心ですから、いろいろと渡辺課長にお願いせねばなりません。よろしくお願いしますよ」

「もちろん全面的に協力するよ、と言うより私たちの問題だから、何とかしないとね」

浩二はこう言ってから、明日からはさらに忙しくなるなと思うと同時に、負けるものかと新たな闘志を感じ始めていた。

それから1時間あと、浜田がTPM 社からの質問の写しを持って来た。10分ほど時間をかけてチェックしてみると、26項目のうち22項目が技術的な質問だった。そんなに難しい質問ではないが、きちんとした英語で回答を作成するにはそれなりに時間がかかる。

その週は、藤崎とともにこの質問への回答の作成にかなりの時間を費やした。しかし、2人ともこれだけにかかっていた訳ではない。ドイツのクレームが次第に深刻になり始めていたので、その対応に追われていたのだ。

クレームと苦難の日々

これより4年ほど前、日本のある大手タイヤ会社が、イギリスに本社がある世界的に知られるタイヤ会社を買収していた。阪神重工は前年の1985年にその会社のドイツ、SQ工場に6台の新型タイヤ加硫プレスを納めていたが、その6台に問題が起きていた。結果として、S社の日本国内工場でもっと長期に使ってもらい、問題を出し尽くしてからSQ工場には納入すべきだったのだ。問題は同じでも、遠いドイツで発生すれば対応には時間も金も余計にかかる。

浜田がTPM社の26項目の質問について電話をしてきた日の翌日の午後、太田垣工場長、村山技

術部長、藤崎、浩二の4人が集まって、SQ工場のクレームへの対策を議論した。会議の冒頭、技術部の対応が甘い、と言って、浩二は太田垣より厳しい叱責を受けた。村山が浩二をかばう発言をすると、太田垣は次に村山をひどい言葉でなじった。

会議の結果、次の週には藤崎が2人の現場の職長とともにドイツのSQ工場に出張し、クレームの実態を直接チェックし、技術的な対策について相手側と話し合うことになった。

その夜、浩二が少し早めに帰宅すると、長男の雅夫は食卓の椅子に座ったまま沈んだ顔をし、妻の裕子も同じように浮かない顔に見えた。それを見て、浩二が訊く。

「2人とも、どうしたんや？ 面白なさそうな顔をしているな」

雅夫は黙ったままである。裕子が答えた。

「お父さん、聞いてやってよ。ひどい話なのよ。これじゃあ、雅夫がかわいそうよ」

話を聞くとこうだった。非常ボタンを押して顧問の教師から2か月の部活停止を言い渡された雅夫は、ようやくあと1週間で2か月が過ぎるので部活の再開を楽しみにしていた。ところが、この日、次週の最後の1週間、罰の仕上げとして毎日放課後に職員室の掃除をさせられることになった、と言うのだ。裕子はまだ納得がいけないという様子である。浩二は中学教育の実態をよく知らないが、確かに部活の顧問は執念深いな、と感じた。けれども雅夫には、

「まあ1週間だけで良かったやないか。もう少しの辛抱やから、頑張ろう、な」

と言って慰めた。今回もまず辛抱せよ、である。雅夫は黙ってうなずいた。

幸い、1週間後、雅夫は無罪放免になり、部活で好きなトランペットを吹き始めた。

雅夫が2か月間の罰を受けている頃、浩二も工場長や時には担当の役員から、担当機種のクレームの多さについて、しばしば厳しい叱責を受けていた。

上司が叱責するときは、彼らはたいてい浩二にこう言った。

「部下に対する態度が甘すぎる。課長ならもっと叱り飛ばして課の体質を改善せよ」

それに対して、浩二は、叱るのは却って課員の意欲を削ぐ、マンパワー不足が本質的な原因だと

反論した。だが、彼らは本質的なマンパワー不足は、見て見ぬふりをした。もっとも、分かっている、円高が進みコスト低減が何よりも優先する時に、人員の削減はできても増員はできなかったのだろう、とも浩二は思う。

その頃、浩二が後々まで決して忘れることができない、出来事がおきた。

ある日の昼前、産業機械工場の前工場長で阪神重工の取締役になったばかりの中内勝が、小柄な体の肩をいからせて、浩二の席に向かって急ぎ足で歩いて来た。機嫌の悪そうな顔で、眉をぴくぴくと動かしているのは、工場長時代からの雷の落ちる前兆だ。浩二はそれを見て、「これは、やばいぞ」と身構えながら、挨拶しようと立ち上がった。

浩二の席の前に来ると、中内は何の前触れもなく、下から噛みつくような大声で浩二を罵倒し始めた。クレームが減らないこと、特にドイツのSQ工場のクレームが解決していないことを責めたのだ。時間にして3、4分間のことだろうが、

ここに書くのも憚られるような、また妻子には絶対に聞かせたくない言葉で怒鳴った。そして、最後に

「課の体質を改善できないなら、君は永久に次長には昇進できないぞ。覚悟しておけ」

と捨て台詞を残して足早に立ち去った。その間、浩二には一言も弁解をさせなかった。この発言の背景には、この年の4月1日付で浩二と同期入社した社員の中にも次長に昇進した社員が何人かいたことがあったのだろう。その時の浩二は次長に昇進することなど、考える余裕がなかったので、捨て台詞そのものは大して気にならなかった。

全課員の前で、課長が重役に罵倒されたというので、課員たちも騒いだ。自分たちのせいだと言って謝る課員もいた。同情もされた。だが、部下たちに同情されるようでは、管理職としては失格だ。打たれ強いと言うべきか、その頃かなり叱責には免疫のできていた浩二も、その日は落ち込み、仕事に集中できなかった。

つづく

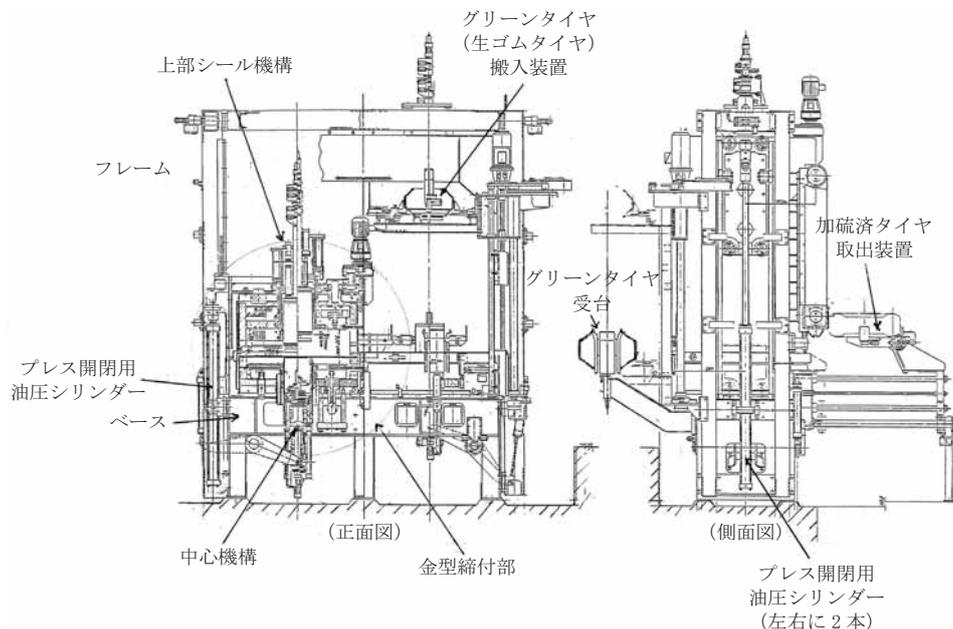


図 新型(油圧式)タイヤ加硫プレス 全体図

阪神重工の新型(油圧式)タイヤ加硫プレスについて

図は新型タイヤ加硫プレスの全体図を示す。タイヤ加硫プレスは、金型開閉と締め付け部、中心機構(タイヤの中から加熱・圧縮するためのブラダーと称するゴムの袋を操作する装置)、グリーンタイヤ搬入装置、加硫済みタイヤ取り出し装置などから成る。新型プレスでは、金型の開閉は2本の油圧シリンダーで行い、上下クランプドームが閉じた後、ロックリングが回転して上下クランプドームを結合する。このあと、下部加熱プラテンの下部に取り付けられた4本の油圧シリンダーに高圧の油圧を加えて、金型締め付け力を発生する。従来型(機械式)と比べて、機械精度が維持しやすく、断熱材が装着しやすいので省エネルギーが達成しやすいという特徴がある。

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第6回(全12回)

森口 透

ワシントンの法律事務所でのデポジション

阪神重工が26項目の質問への回答を送ったあと、TPM社は、阪神重工の技術と販売の実務責任者2人のデポジションを要求してきた。それに応えて、技術課長の浩二と、4月に営業部次長になっていた衣川が証人として証言することになった。デポジションとは、証人が宣誓した後で、原告側の弁護人のさまざまな質問に答えて証言することである。証言の結果によっては、裁判になった時に相手に利用されるので、不利な言質を取られないように注意する必要がある。

7月の半ばの月曜日、浩二は米国の首都ワシントンに飛んだ。デポジションはワシントンのオーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所で行われるからである。

浩二たちが宿泊するワシントンのダウンタウンにあるホリディンには、衣川が山田副本部長とともに東京から到着していた。Zスピードのリーダーである山田は、2人がデポジションを受ける機会に、ワシントンにあるオーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所を訪問し、正式にこれからの本格的な協力を依頼するために来たのだ。また、2人のデポジションを傍聴し、問題のないことを確認するために、知財部の山本課長と浜田もすでに到着していた。

ワシントンは暑い夏を迎えていた。夏のアメリカの首都は東京や大阪のように蒸し暑いところだ。サンフランシスコで国内便に乗り換えて到着した、ワシントン・ナショナル空港に着いた時は夕方だったが、空港の外気温度計は35 を示していた。

ワシントンでは殆どの間、効きすぎるほどエアコンの効いた室内にいたので、浩二が物理的な暑さを感じた訳ではないが、気分的には暑い10日間を過ごすことになる。

実際のデポジションは、次の週の月曜日からオーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所にTPM社の弁護士が来て行われることになっていた。

ワシントンに到着した日の翌日の火曜日に、こ

の法律事務所で、ニューマン、オブライエン、山田、衣川、山本、浜田、浩二による、デポジション対策と諸事項の確認のための会議が開かれた。水曜日の朝、山田は帰国した。そして、水曜日の朝から3日間、衣川と浩二はオブライエン弁護士によるデポジションのための事前の特訓を受けた。具体的には、オブライエンがTPM社の弁護士が質問すると予想される質問をして、2人の回答の仕方、内容をチェックし、必要な修正をするやり方だった。

始めにオブライエンからデポジションの趣旨の説明と、回答方法についての入念な注意があった。大切なことは、相手に協力しているという態度を見せると同時にできるだけ実質的な情報を与えないことだと言う。知らないか、曖昧にしか知らない場合は知らないと言い、覚えていないことは記憶にないと明言すべきことも大切だ。黙秘権も認められている。この説明を聴き、浩二は、ロッキード裁判の席で事件に関係した証言者たちが、頻りに「存じません」とか「記憶にありません」と言っていたことを思い出した。

その後オブライエンは順番に浩二と衣川に質問し、英語の表現や内容が間違っていたり不適切であったりすると厳しく指摘し、すぐにその場で直させた。

オブライエンによる特訓の後、ニューマンにより実際のデポジション形式に従った予行演習が行われた。最初に、証言の形式に従ってニューマンが浩二に質問した。

「ミスター・ワタナベ、あなたは神かけて真実を述べることを誓いますか？」

予定していた訳ではないが、浩二はとっさに、「はい、私は仏陀にかけて真実を話すことを誓います」と答えていた。

すると、ニューマンは困ったような顔をして言う。

「オー、ミスター・ワタナベ、ここでは仏教徒もキリスト教徒もありません。この場合の神とはどんな宗教の神でもいいのです。ですから、“は

い”とだけ答えてください」

本当はさらに屁理屈を言うなら、仏教にはキリスト教のような神はいないので、と反論したかったのだが、浩二はそこまでは言わずに、笑いながら謝った。

「分かっています。これはあなたを困らせようと思って言った冗談です。すみません」

「そんな冗談が出るほど余裕があれば大丈夫です。ただし、実際のデポジションでは、冗談でもあんなことを言わないでくださいね」

この後は、次々と浩二に質問した。ニューマンは、答え方が適切でないときびしく「それでは駄目です」と指摘し、英語が不適合であると、「それではアメリカ人には理解できません」などと言って、より良い表現に直してくれた。

オブライエンとニューマンによる3日間の特訓が終わる頃には、浩二は慣れてかなり自信もついていた。英語もいくらか良くなったと思う。何しろ、素晴らしい英語教師の個人レッスンを3日間、10時間近くも受けたようなものだから、当然であろう。

翌日は土曜日で、今回ワシントンに出張してから初めての休日だった。浩二は山本、浜田、衣川とともに、ホワイトハウスやキャピトルを見学し、気分転換を図った。

巨漢でスキンヘッドの弁護士

次の月曜日の朝、デポジションのためにTPM社の2人の弁護士が、オーバリン・ケラー・ニューマン法律事務所に来て来た。主任弁護士は、ジョン・ケラーという50代半ばのスキンヘッドの巨漢だ。身長は185センチほどで体重が300ポンド(136キログラム)あるらしい。もう一人はロバート・ジョンソンという40歳くらいのケラーよりさらに長身でアメリカ人にしてはやせた男である。

デポジションは衣川からだ。ジョン・ケラーによる質問により、午前中に2時間、午後3時間で1日に5時間、最初の2日と3日目の午前は衣川のデポジションだけで過ぎた。ケラーの質問は、タイヤ業界の基本的なことから、さらに一般的な内容に及んだので時間がかかった。ただ、浩二は聞いていて、ケラーが本当に知りたいのは何なのかが今一つよく理解できなかった。

衣川の回答はニューマンとオブライエンの特訓に忠実で、のらりくらりと要点をはぐらかすものであった。衣川の巧妙な答え方が、デポジション

を長引かせた理由の一つでもあったが、明らかにケラー弁護士側も準備不足の感じだった。衣川へのデポジションは、3日目の午前で終わり、その日の午後は休憩になった。その日の昼食時、ニューマン弁護士が阪神重工の4人に、「TPM側は困っているようです」と告げた。

浩二が、困っているとはどういう意味か、と訊くと、ニューマンは答えた。

「どうやら、早期の和解に持っていきたいのが本音のようです。始めから、阪神重工が本気で裁判をも辞さない態度に出るとは予想していなかったので困惑しているのです」

浜田による耳元での通訳を通して聞いていた山本が、これに対して発言する。

「相手が和解を望んでいるのなら、それに応じるのも一つの手です。相手がどんな和解内容を望んでいるのか、探ってくれませんか？」

山本の態度は和解を望んでいるようにも見える。これに応じてニューマンが答えた。

「TPM側の意向を探ってみましょう。でも、明日朝からのミスター・ワタナベのデポジションは問題ないように終えなければなりません。少なくとも、それまではこちらは弱気を見せるべきではありません」

浩二のデポジションは、4日目の木曜日の午前10時から始まった。ケラー弁護士の質問は、衣川への質問以上に鋭さを欠いたもののように浩二は感じた。大学で何を勉強したか、阪神重工で働き始めた理由は何か、今までどんな機械の開発に従事したか、など質問の意図を疑うような、退屈な質問が続いた。浩二もオブライエンとニューマンの注意事項を守りながら、慎重に答えた。

ところが、昼食後、浩二のデポジションが再開される前に、ケラーの要請でニューマン、オブライエン、ケラー、ジョンソンのアメリカ人弁護士による会議が始まった。30分ほどの会議の後、ニューマンが阪神重工側の山本、浜田、衣川と浩二の4人に報告した。

「TPM社側が正式に和解したいと提案してきました」

これを聞いて、山本が浜田の通訳を通じて質問した。

「それで、どんな和解条件を出しているのですか？」

「まだ、内容はわかりません。ただ、昨日も言いましたように、相手は阪神重工が本気で裁判に

応じてくるとは考えていなかったの、こちらが考えていた以上に困惑しています」

これに対して、衣川が言う。

「相手はXプロジェクトを受注できたので、訴訟の目的は達成した訳ですね。本当はこの訴訟は取り消したいと考えているのではありませんかね」

これにはニューマンが答えた。

「相手の和解案に簡単に応じるべきではないと、私は考えます。この件に関しては、技術的には阪神重工の方が明らかに強いのです。和解に応じるかどうかは、皆さんが帰国してから、社内でよく相談して決めてください。ただ、まだ今からミスター・ワタナベのデポジションが残っていますから、それを無事に終えましょう」

浩二は和解と聞いて、それならTPM社側が阪神重工に和解金を払って謝り、この訴訟を取り下げるべきだと考えた。しかし、山本はある程度なら和解金を払っても良い、と考えているようだった。いずれにせよ、和解の話が出た後だけに、そのあと始まった浩二のデポジションのためのケラーの質問は、それまでも増して迫力を欠いたものになったように、浩二は感じた。

ケラー弁護士は、タイヤ業界について、衣川にしたものと同じような質問を浩二にも繰り返した。機械の構造など本来の浩二への質問が始まったのは、その日の午後3時を過ぎてからだった。浩二のデポジションは、翌日、金曜日の午前中で終わった。オブライエンとニューマンによる特訓の内容と比べると、最後まで迫力を欠いた質問ばかりだったので、浩二は拍子抜けした気分だった。

何となくうかない気持ちでいると、ニューマンが浩二の肩を叩きながら、

「ユア・ウィットネス・ワズ・エクセレント(素晴らしい証言でしたよ)」

と言ってくれた。励ましてくれたのだろうが、デポジションは破たんなく無事に終わったようである。その夜は、ワシントンでの最後の夕べだったので、ニューマンとオブライエンが、阪神重工の4人を市内の高級レストランに招待し、デポジションの労をねぎらってくれた。

オハイオでのタイヤ会社訪問、その後の帰国

翌日、土曜日の朝早く、浩二たち4人はワシントンからオハイオに移動した。

阪神重工のオハイオ連絡事務所は、すでにアクロン市のダウンタウンに正式の新事務所として開

設されており、所長の松岡ともう一人の駐在員の黒木は家族を呼び寄せて郊外にそれぞれ一戸建ての家を借りて住んでいる。

その日の午後は、松岡と黒木が加わり6人でゆっくりとゴルフを楽しんだ。蒸し暑いワシントンと違って北オハイオの夏は実に快適だ。ゴルフ場には池があり、少なくないカナダ雁がいた。雁たちは、我が物顔でグリーンに座り込んで占拠していたので、大きな雁たちを追い出してから、アプローチとパットを始めなければならなかった。

デポジションが終わってからオハイオに移動したのは、数社のタイヤ会社を訪問するためであった。翌週の3日間、浩二は松岡、衣川とともに、G社を含むアクロン市内の3社とそこから車で4時間ほどかかるミシガン州の小都市にある1社、計4社のタイヤ会社を訪ねた。そのうち、G社とはテキサスなどに納入した機械の問題を話し合い、他の3社とは新型タイヤ加硫プレスのテスト使用についての議論をした。

4日目の木曜日には、現地の機械部品の製造会社、3社の社長が次々にオハイオ事務所に挨拶に訪れ、阪神重工のアメリカ向けのタイヤ加硫プレスの部品を外注してくれるように要請した。浩二は彼ら3人の相手をしたが、当時の阪神重工が実力以上に評価されていることを肌身で感じた。

いろいろと気になることはあったが、日本でも多くの問題が浩二を待っているの、アメリカでの諸案件のフォローを松岡と黒木に任せて、翌日、浩二たちは帰国の途に就いた。

18日ぶりに我が家に着いたのは、8月初めの土曜日の夜だった。18日間の米国出張中、妻には一度も電話をしなかったの、浩二には少し後ろめたい気持ちがあった。

翌日の日曜日は時差と旅の疲れで午前10時まで起床できなかった。長男の雅夫はボーイスカウトのジャンボリー大会で山形県の蔵王に行って不在だった。次男の和夫は浩二が起きる前に少年野球の練習に行っていた。小学1年の3男、良夫が浩二のそばから離れないので、妻の裕子とともに午後は良夫をつれて、市内の遊園地で遊んだ。

上海とドイツのクレーム対策

翌日の月曜日、浩二はほぼ3週間ぶりに職場に出勤した。週初めの朝の管理職ミーティングで、全員に簡単にZスピードのデポジションなどア

メリカ出張の報告をしたあと、太田垣工場長と村山技術部長に簡単な報告書を提出し、3人で1時間ほど話し合った。

高分子機械課の機械には相変わらず多くの問題が残っていた。特に、2つのクレームが渡米前以上に深刻さを増していたので、太田垣も村山もZスピードよりも、まずはそれらの解決に注力しよう浩二に指示した。

二つの問題とは、中国、上海のタイヤ工場に納入したタイヤ加硫工場用の熱水設備で起きている問題と、ドイツのSQ工場に納入した新型タイヤ加硫プレスのクレームである。この2件とも、以前から課員を派遣して解決を図っていたのだが、まだ解決していない。国内なら解決しているべきことでも、国情のちがいもあり簡単に収束という訳にはいかない。ただ、上海の問題は収まり始めていて、後は、終結のメモの作成段階に入っており、その後1週間ほどで解決した。

もう1件のSQ工場の問題は解決に時間がかかっており、いずれは技術の責任者として、浩二が出張して相手側の責任者と話し合う必要がありそうだった。

この他、営業部が主体でインドへの技術供与を進めており、8月中旬に営業担当課長とともに、浩二がインドに出張して話をまとめることが決まっていた。これは、新型プレスでなく、阪神重工が30年以上実績のある機械式タイヤ加硫プレスの技術輸出である。

Zスピード連絡会議での和解案の検討

その週の終りに、本社でZスピード連絡会議が開かれた。すでにTPM社から和解案が提出されていたので、衣川と浩二のデポジション報告と

ともに、和解について阪神重工の態度を決定することが主な議題だった。TPM社の和解案は阪神重工が和解金を払う内容で、その和解金の金額も法外に高いものだ。相手がこの額の和解金を払って阪神重工に謝罪するのなら分かるが、これではとうてい納得できない。それでも、滝川知財部長はTPM社の案を受け入れても良いという意向のようだ。これ以上訴訟を続けると、裁判に勝ったとしても弁護士費用などでそれ以上の費用がかかる可能性があることが主な理由である。しかし、これには反対意見が多くしばらく議論が続いたが、最後にリーダーの山田が次のように言って、方針が決定された。

「和解でなく裁判まで行く覚悟を決めましょう。当社が本当の意味で国際企業になるためには米国での裁判を恐れるべきではありません。今回は勉強のための良い機会です」

この方針が決まってからしばらくは、Zスピードは知財部が扱うべき段階になったので、浩二たちは他の問題に力を注ぐことができた。

気分的には余裕はなかったが、浩二は暑い8月には全課員が2、3日の夏休みを取れるように努力した。浩二自身も8月下旬に木、金曜日2日の有給休暇を取り、家族で箱根に行った。会社の保養所が箱根にあり、運よく2泊の予約が取れたからである。妻と3人の子供たちは非常に喜び、浩二にとって予期していた以上に楽しい旅となった。箱根への家族旅行では、念願の富士山をいろいろな場所から観ることができ、芦ノ湖で遊覧船にも乗ったりして、後々まで妻や息子たちと話題になるほど良い思い出が残った。

つづく

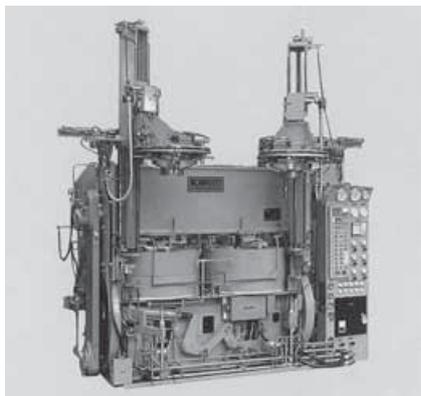


図 機械式タイヤ加硫プレス

阪神重工の従来型（機械式）タイヤ加硫プレスについて

図に従来型タイヤ加硫プレスを示す。プレス（金型）の開閉と締め付け力の発生は、大径のクランクギアを回転することにより行う。クランクギアの回転により、サイドプレートに沿ってサイドリンクが移動し、トップリンクとそれに取り付けられた上部加熱プラテンと金型が開閉する。上下金型が閉じた後もクランクギアがさらに回転することにより、サイドリンク、トップリンク、ベースが弾性変形して、機械的に締め付け力を発生する。構造が簡単で油圧が不要などの長所があるが、精度の維持が難しいなどの短所もある。

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第7回(全12回)

森口 透

2泊3日の箱根旅行から帰ったのは土曜日の夕方だった。翌日は日曜日だったが、浩二は出勤した。翌日の午後からインドに出張することになっていたためである。2日間の有給休暇を取る前に出張準備は済ませていたが、それでも未決箱に残っている書類を処理し、最終的な細かい準備をするのに日曜日の午前10時から午後5時までかかった。

月曜日の午前中は会社に出勤し不在中の業務を藤崎に引き継いでから、午後に会社を出て成田空港経由でインドの、今はチェンナイと改名されているマドラスに向けて出発した。東京からは営業担当課長が加わった。

火曜日から木曜日の3日間の交渉で技術供与契約を結ぶことができた。インドからの帰路、浩二たちのインド出張を知った取引のある商社の強い要請により、マレーシアのクアラルンプールにあるタイヤ会社を訪問した。そのタイヤ会社にも、阪神重工はゴムミキサーやタイヤ加硫プレスを納めていたので、将来の増設時の受注を確かにするための挨拶をして、最新技術のプレゼンテーションをするのが目的だった。

インドとマレーシア出張から帰国したのは8月の最終日だった。

9月も忙しい月になった。上海の問題は解決していたものの、ドイツのSQ工場のクレームが未解決だった。相手の会社は阪神重工の技術責任者と直接議論しなければ納得しないと主張していたので、早い機会に浩二が出張する必要があったのだ。

そんな中、9月下旬にZスピード会議が開かれた。

Zスピードについては、当時、主として知財部がワシントンのオーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所と連絡を取りながら必要手続きを進めており、技術部は時々問い合わせに答える程度だったので、浩二は久しぶりのZスピードの会議に新鮮な気持ちで出席した。その日の会議が開かれたのは、北オハイオ地方裁判所より原告、被告の双方に、ディスカバリーを年末までに終える

ように、との指示があったからである。

ディスカバリーとは、裁判前に行われる必要な事実情報の開示である。具体的には、特許係争の参考情報を持っていると考えられる人物に、デポジションを実施して証言を取り、裁判に必要な情報を裁判官に提出することである。デポジションの多くは、原告であるTPM社の弁護士が行う。阪神重工がTPM社の特許を侵害していると訴えているのだから、裁判で原告がその証拠を裁判官や陪審員に示す必要がある。ただ、必要と判断した場合には、阪神重工側の弁護人もこのためのデポジションに立ち会うことができる。

TPM社による関係者のデポジション、ドイツのクレームの解決

オーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所からの情報として、TPM社がデポジションを予定している8人の人名が知財部から報告された。その中の1人は阪神重工のオハイオ連絡事務所長の松岡である。その他、2人はTPM社の現職とOBの主任技術者、4人はGタイヤ会社の技術者、最後の1人はオハイオ州にある油圧機器会社の社長だった。それまでの仕事を通じて、浩二はTPM社の2人以外の6人をよく知っていた。

デポジションを受ける松岡には注意事項を伝えること、また、他の5人についての情報を、浩二からオーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所に提供することなどを確認して、この日のZスピード会議は終わった。

TPM社がデポジションを予定しているG社の4人とは、設備技術部長のディック・タイソン、同課長のテッド・ロバートソン、機械技術者のマイケル・ブゾルフスキーとピーター・シャファーで、4人とも新型機の開発のときに浩二が世話になった人たちである。

新型機のテスト機の立会運転のために2回、累計で15日間に亘って阪神重工を訪問した、まだ20代のピーター・シャファーを、浩二は週末に2度自宅に招待し、ご馳走した。優秀なエンジニアであるとともに人柄がよく、浩二の家族からもピーターさん、ピーターさんと親しまれた人物だ。

浩二としても、最重要な顧客であるG社の4人の貴重な時間を、非生産的なデポジションのために使わせることは、心苦しいことだった。

後になって、7人のデポジションには、オーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所のニューマン弁護士かオブライエン弁護士が、立ち会うことになったこと、また、阪神重工側のオーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所が、70代の2人の元技術者にデポジション行うことが分かった。

2人の老エンジニアを選んだのは、タイヤ加硫機の古い歴史について証言してもらうためである。その中の1人は、阪神重工が従来の機械式タイヤ加硫プレスで技術提携していた会社の元主任技師、ジャック・エイシーで、もう1人はFタイヤ会社の元設備技師、チャールズ・ロジャースである。浩二は2人には面識がなかった。ただ、ジャック・エイシーの名前は古い米国特許明細書で何回も目にしていたので、その名前を聞いた時、懐かしい思いがした。

これらの人物へのデポジションは、10月から12月にかけてオハイオで行われた。浩二は後で報告を受けたただけだが、オハイオにいる松岡と黒木のどちらかが、可能な限りデポジションに立ち会って状況を報告してくれた。

この後、翌年1987年の1月まで、浩二はZスピードにはそれほど時間をとられることはなかった。知財部からの要求に応じて、時々技術情報の提供と意見を述べるだけだった。だが、この間が暇だった、という訳では決してない。前からの懸案事項であった、ドイツのSQ工場のクレームの解決などにエネルギーを注いだのだった。

10月初旬、浩二はフランスとスウェーデンのタイヤ会社を訪問するとともに、クレームの起きているSQ工場に出張した。そして、相手側の責任者と話し、解決方法を決め、覚え書きに互いに署名をして交換した。

その後一度帰国し、覚え書きに基づく準備を整えてから、10日後に機械と電気のベテラン職長を同行し、再びSQ工場を訪問した。その時は3週間あまりSQ工場に滞在し、問題点を全て直すことができた。コストは高かったが、半年来の懸案事項を解決することができ、浩二は安堵した。

ドイツでの仕事を終えて帰国したのは11月も半ばを過ぎていた。

円高による会社の未曾有の危機

ドイツ出張から帰ると、会社では大きな変化が起きていた。前年秋のプラザ合意から1年余り、予想以上に円高が進んだために、阪神重工の採算が急速に悪化していた。このままでは、翌年3月に終わる会計年度は全社で経常赤字になるので、当面の対策として、管理職だけでなく、ある資格以上の社員には資格に合わせた賃金カットが実施され、固定費を減らすために、2年間で従業員を2割ほど減らすと言うのである。

12月の始め、全管理職が本社に集まり社長の説明を聴いた。冒頭、社長が言う。

「皆さん、昨今の円高は輸出比率の高い当社の経営を圧迫しています。そのため、当社は未曾有の危機があると申し上げなければなりません」

未曾有の危機。浩二がそれまで何回か耳にし、阪神重工にいたその後の12年間にも何回か聞くことになる言葉だ。これを聞けば、社員は全てを受け入れなければならない。

翌日、浩二は全課員を集めて、賃金カット、人員削減計画などを説明した。課員のうち4割が賃金カットの対象だった。課員からは幾つかの質問は出たが、目立った苦情はなかった。給料が減るのはいやだが、課員も状況は分かっていた。何しろ、新聞やテレビでは、円高で日本経済は大変な危機に面しているというニュースが毎日流れていたのだ。

それでも、まだ日本にとって良い時代だった。その後、日本経済はひたすらバブルへと突き進んだ。そしてバブルが破裂し、失われた10年とか20年と言われる時が始まるのだ。未曾有の危機だと言っても、まだ日本経済が強く、「ジャパン・アズ・ナンバー・ワン」とおだてられ、世界から恐れられていた時代だった、と浩二は思う。

1986年も押し迫った12月下旬のある日、Zスピード委員会の実務のキーメンバーである、衣川、山本、浜田と浩二の4人が半日をかけて、それまでにかかった弁護士費用や阪神重工からの出張費用などの費用、和解の場合に相手に払うべき費用、裁判まで進む場合に予想される追加の全費用を計算し、裁判の場合と和解の場合の長所、短所を比較する表を作成した。翌日の午後、メンバー全員が出席し、和解か裁判かの最終的な判断をするための、Zスピード会議が開かれることになってい

たからである。TPM 社が阪神重工を提訴してからもうすぐ1年になる。最近、裁判になる場合、原告の TPM が陪審員裁判にしたいという意向を示し、北オハイオの地裁もそれを認めたことが分かったので、Zスピード会議で方針を再検討するためである。

陪審員裁判では何が起こるか分からない。阪神重工の全ての関係者には、法的には阪神重工に正当性があっても、陪審員たちは地元の企業である TPM 社の方が勝ちと判断するかも知れないという、強い心配があったのだ。陪審員裁判では、裁判官と陪審員の前で、原告と被告側の弁護人がさまざまな人物に証言させながら議論する。それを見て陪審員が判断するのであるから、法的にどちらが正しいかよりも、どちらがより優秀な弁護人を雇うことができるかで結果が決まるとも言われていたからである。

この12月下旬のZスピード会議で決まったことは、勇気をもって裁判に立ち向かおう、だった。ただし、最終的に実際の裁判開始までに、北オハイオ地裁の裁判官が再び和解勧告を出してくる可能性が高いという知財部の説明があったので、何が何でも裁判というのではなく、柔軟に対応することも確認してから会議は終わった。

この後しばらくして、阪神重工は年末年始の休みに入った。

ふり返ると、この年1986年、浩二はアメリカ、インド、マレーシア、フランス、スウェーデン、ドイツと回数で5回、日数にして77日間の海外出張をしていた。

和解交渉の開始と決裂

年が明け1987年2月に入ると、Zスピードは急速に進展し始めた。2月9日に、担当裁判官から原告と被告の双方に対して、2月16日からクリーブランド市の北オハイオ地裁で、裁判に入る前の和解交渉をするようにとの勧告、事実上の命令が出された。

2月11日の午後、阪神重工の本社でZスピード会議が開かれた。この会議の目的は、和解の場合に阪神重工が受け入れ可能な条件を決めることだった。陪審員裁判のリスクを考慮すると、ある程度の解決金を払ってもよいと会社側は考えていたからである。また、和解交渉には滝川知財部長、浜田、衣川営業課長、それに技術課長の浩二の4人が参加することに決まった。

4人は2月14日の土曜日に日本を出発し、同じ日の夕方にはクリーブランドのホテルに入った。ニューマンとオブライエンは既にワシントンから同じホテルに到着していた。

その夜は、2人の弁護士、日本からの4人、オハイオ事務所の松岡と黒木の合計8人がホテルのレストランで会食し、翌々日からの TPM 社との交渉への決意を新たにした。

翌日の日曜日は朝からホテルの小会議室を借りて、半日をかけてニューマン、オブライエンに阪神重工の方針を説明し、交渉に向けてのさまざまな必要事項を確認した。この説明は、衣川と浩二の立会いのもと、浜田の通訳で滝川が行った。

和解交渉は2月16日の月曜日から18日の3日間、北オハイオ地裁で行われた。

クリーブランド市内はどこも雪で覆われており、一部の、針葉樹を除いて樹木は落葉しているの、まったく寒々とした光景だった。3日間とも昼間でも最高気温が摂氏マイナス5度以上にはならない寒さで、中でも2日目の朝は、現地の人たちが『ピロゼロ（零度以下）』と騒ぐ、華氏零度（マイナス17.8）以下の寒さとなった。

和解交渉と言っても、実際の交渉は TPM 社と阪神重工の弁護人がそれぞれ依頼主の会社の意向を受けて行うので、3日間とも、滝川以下全員は別の控室で待つだけだ。30分おきくらいにオブライエンが交渉の状況を報告した。当然のことだが、オブライエンは必要な場合はいつも阪神重工側の意向を確認し、滝川の許可を得た。

最初の日の朝に判明したのは、TPM 側が予想以上に強気な要求をしていることだった。阪神重工が多額の一時金を払い、さらに機械の売上額に応じて特許使用料を払うべきだというのだ。これは、阪神重工による相手の特許侵害を認めることを前提にした一方的な要求であり、受け入れられないので、阪神重工は即座に拒否した。阪神重工側の当初案は、TPM 社が提訴を引き下げ阪神重工がアメリカ向けのタイヤ機械の部品を TPM 社に外注する、というものだったので、両者の案には大きな開きがあったのだ。

TPM 社側は、初日の午後、一時金の額を下げるなど歩み寄ってきた。阪神重工側は不確定要素のある陪審員裁判を避けるためにある程度の解決金を覚悟していたが、まだ TPM 社の要求金額はとて受け入れられる額ではないので、これもすぐに拒否した。

2日目に予定していた解決案、すなわち TPM 社が訴訟を取り下げ阪神重工は同社に部品外注をするという案を提案した。しかし、相手が受け入れなかったために、交渉決裂の色が濃厚になった。その夜、滝川知財部長が山田副本部長に電話をし、TPM 社がこれ以上の譲歩をしない限り、阪神重工側は交渉決裂にすることを決定したのである。

3日目の朝、阪神重工側が交渉決裂を示唆すると、TPM 社側はさらに一時金、特許使用料とも下げてきたが、阪神重工の受け入れることとはならず、その日の午前をもって、和解交渉の決裂が決定した。この結果を受けて、北オハイオ地方裁判所の裁判官は、その日のうちに翌月、3月9日からの陪審員裁判の開始を決定した。

陪審員裁判の決定

その日の午後、阪神重工側の全員は、オーバリン・ケリー・ニューマン法律事務所が北オハイオ地区の連絡事務所として提携している、クリーブランド市内のピーターズ・デイ法律事務所に行き、今後の予定と方針について話し合った。

話し合いに参加したのは、日本から出張してきた4人と、オハイオ連絡事務所の松岡、ニューマン、オブライエンの両弁護士、それに、ピーターズ・デイ法律事務所のマリリン・ストークスという女性弁護士の8人である。ストークス弁護士は敏腕の弁護士というより、優しいお母さんという

表現がぴったりの、小柄でブロンドの中年女性だ。

翌日の午前中も同じ場所で、同じメンバーで話し合いをした。ニューマンとオブライエンのアドバイスをを入れて、できる限り裁判の議論をオープンな技術問題に絞ること、機械の構造の重要なポイントをできる限り分かり易く図面を使って、陪審員に説明して裁判官と陪審員の印象を良くすることを阪神重工の方針にすること決定した。そのために、浩二が専門家証人として機械構造、開発経緯についての証言を行い、この他のタイヤ加硫プレスについての歴史的背景など補足の証言を、ジャック・エイシーとチャールズ・ロジャースに依頼することが決まった。

浩二の証言に関しては、安全のために通訳をつけるべきだと滝川部長は提案したが、ニューマンは浩二が英語で直接証言すべきだ、と強く主張した。アメリカ人のように流暢でなくても、日本人が英語で証言する方が陪審員にはるかに良い印象を与えるし、浩二なら問題なくその役割を果たすことができると強く言ったのには、浩二も驚いた。通訳がつくと、何かを隠しアンフェアなことをしている、とアメリカ人は考える傾向があるようだ。結局、浩二が英語で直接証言することが決まったので、浩二も腹を括るしかなかった。この後、日本から出張していた4人はいったん帰国の途に就いた。浩二が帰宅したのは、2月23日の夜だった。

つづく

付) 米国の裁判制度 -- 出典は、Website “Furi-Law (アメリカの裁判制度)”

米国は50の州からなる連邦国家であり、連邦裁判所と州裁判所が併存している。この「北オハイオの寒い風」の中に出てくるのは、連邦裁判所である、オハイオ州北部地区の地方裁判所であるので、連邦裁判所について以下に簡単に解説する（州裁判所は各州によって異なるところが多いので、割愛する）。

- 1) 連邦裁判所は三審制で（日本と同じ）、つぎの裁判所がある。
 - a) 地方裁判所 (U. S. District Court) - 第一審裁判所
 - b) 控訴裁判所 (U. S. Court of Appeals) - 第二審裁判所
 - c) 最高裁判所 (U. S. Supreme Court)
- 2) 地方裁判所：
全米の95の都市にある。小さい州では1つ、大きい州では複数ある。例えばニューヨーク州では東西南北の地区に分けて4つ、オハイオ州は北地区と南地区に分けて2つの地方裁判所が設置してある。
- 3) 控訴裁判所：
全米を11の地区とワシントン DC に分けて、それぞれに控訴裁判所が設けられている。この分けられた地区を巡回区 (Circuit) と言う。オハイオ州は第6巡回区に属する。
- 4) 最高裁判所：
控訴裁判所からの上告事件を扱う最終審の裁判所である。同時に州の最高裁判所からの上告事件も扱う。
- 5) 連邦裁判所の裁判官について
連邦裁判所の裁判官はすべて大統領によって指名され、上院の承認を得て任命される。最高裁判所の裁判官は9名（1人は首席裁判官）である。裁判官になる資格は特にないが、日本と違って、弁護士として実務経験を積んだ者から選ばれる。検事も同じで、実務経験を積んだ弁護士から選ばれる。

なお、連載第8回に陪審員裁判について述べる。

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第8回(全12回)

森口 透

帰国してから、裁判のために再渡米するまで、10日もなかった。その間、浩二は裁判に備えて、知財部の山本課長と浜田の助けを借りながら関連書類の読み込み、証言で使用する色分けした大きな図面の作成など裁判準備で忙殺された。しかし、ここまで来たら陪審員の前で無難に証言をして、何が何でも裁判に勝つしかないという気持ちで、再渡米までの間、浩二は休日もなく夜遅くまで働いた。その間、太田垣工場長と村山部長、それに課員たちが他の仕事をせず裁判準備に集中することを許し、そっと見守ってくれたので、浩二にとって非常にありがたかった。

渡米する日の前日、中内取締役から電話がかかってきた。また何か叱られるかと心配したが、中内は「もうすぐ裁判だね、渡辺君。しっかり証言して勝って帰ってこいよ。私は君を信じているからな」と言う。いつも叱られてばかりの中内が励ましてくれたので、浩二は胸がいっぱいになり、「はぁ、頑張ります」と答えた。しかし同時に、もし敗訴でもすれば中内にどんな叱られ方をするだろうか、と思うと、いよいよ負けられないぞと、覚悟を新たにするのだった。

一方、その頃何かと問題を抱えていた子供たちと、ほとんど話ができなかったことには、心が痛んだ。3月4日の早朝、タクシーを呼んで渡米のために家を出た。普段なら子供たちがまだ眠っている時刻である。ところが、末息子の良夫が、「今日はどうしても、お父さんを見送る」と言って起きてきたので、浩二は驚いた。2月下旬に帰宅してから連日、良夫が起きる前に家を出て寝入ってから帰宅していたので、見るのは寝顔だけだった。タクシーに乗り込む前に、浩二は「お父さんは今から行くけど、2週間ほどしたら帰るから、一緒に遊ぼうな」と言って良夫を抱きしめた。

クリーブランドでの裁判準備

クリーブランドに着いたのは同じ3月4日水曜日の夜だった。今回の裁判に阪神重工から参加したのは、浩二と知財部の山本課長と浜田の3人だけである。

翌日、浩二はオハイオ連絡事務所の松岡所長とともに、G社の設備部と購買部を訪問した。この裁判のためにTPM社によるデポジションに協力してもらった人々に礼を述べるとともに、裁判への決意を表明するためである。G社の人たちは、幸運を祈るとは言ってくれたが、きわめて冷静に見えた。特許裁判をそれほど特別のことと考えていないようである。

3月7日、8日の土日の両日は、ピーターズ・デイ法律事務所において、翌週の月曜日から始まる裁判の準備で忙しかった。日曜日には、休日にも関わらず、浩二以外の阪神重工側の専門家証人となる、ジャック・エイシーとチャールズ・ロジャースも加わった。二人とも70代の老人である。エイシーはまだ元気でやんちゃな老人という印象で、ロジャースは物静かな老紳士だ。

2日ともマリリン・ストークス弁護士も参加した。彼女は説明や議論に積極的に加わるのではなく、議論を静かに聴き、時々コーヒーを入れ、ランチのサンドイッチを用意するなどの世話をしてくれた。小柄で優しそうなお彼女は、いるだけで緊張したその場の雰囲気をとて和らげてくれた。

この時も、2日間の合計6時間に亘って、ニューマンとオブライエンが専門家証人としての浩二の特訓を行った。TPM社側のケラー弁護士がすると予想される質問をし、それに答えるという形式の予行演習による訓練である。最後に、ニューマンが、

「ミスター・ワタナベ、もう大丈夫です。安心して証言台に立ってください」

と言って肩を叩いたので、浩二も何とかかなりそうだという自信がついた訳である。

エイシーとロジャースに対して、ニューマンが丁寧にTPM社からの提訴から始まって、今回の裁判の趣旨を説明した。そのあと2人に対してそれぞれ約1時間の質問、回答のトレーニングがあった。2人とも、自分の古い知識、経験が役立つのでうれしそうで、とても生き生きした表情だった。また、裁判所で証言するのは初めてだと言って興味深そうでもあった。いくら訴訟の多いアメリカ

でも、普通の人が裁判に直接に関わる確率はそう高くないようだ。

裁判開始 -- 陪審員の選定

裁判が始まる3月9日の朝は、3月だというのにマイナス6 という寒さだった。

ニューマン、オブライエン、エイシー、ロジャース、山本、浜田、浩二の7人は、午前8時50分に北オハイオ地方裁判所の控室に入った。既にTPM社側の関係者も控室に入ったようだった。

午前中は、まず別室で双方の弁護士と裁判官による話し合いが行われた。専門家証人による証言の進め方、証言者の名前、証言する順序などを決めるためである。この話し合いは午前いっぱいだった。もちろん、その間、阪神重工側の5人は控室で待つだけだった。

オブライエンが後で、詳細の進め方に関して原告側と被告側に若干の意見の違いがあり、裁判官が調整に手間取ったので時間がかかった、と説明してくれた。

午後は、12時50分に、阪神重工側の7人は入廷し被告側の席に座った。ほとんど同時に、TPM社側の関係者8人が入廷し原告側の席に着いた。ケラーとジョンソンの2人の弁護士以外は、浩二が初めて見る顔ばかりであるのは、当然だった。

被告席から向かって左側の陪審員席には、30人ほどの陪審員候補の人々が椅子に座っていた。年齢も肌の色もさまざまな男女である。オブライエンが、この中から8人程度の陪審員が選ばれる、と説明した。傍聴人席には10人ほどが来ていた。その中には、阪神重工のオハイオ事務所の松岡と黒木もいたが、Gタイヤ会社からの傍聴者はいないようだった。

これだけの人がいるために、法廷内は人声でざわついていた。浩二は、傍聴のためであっても日本で裁判所に行ったことがなかった。そのため、法廷内のすべてが非常に珍しく新鮮だった。もちろん、専門家証言をすることになっているので、落ち着かない気分もあったが、それ以上に法廷の雰囲気に興味を惹かれたのである。

午後1時ちょうどに、裁判官が現われ席に着くと、すぐに人声が消え法廷内は静まりかえった。水を打ったようにとは、まさにこういう場合を言うのだ、と浩二は思った。

裁判官はキャロル・マーチャントという女性で

ある。担当の裁判官が女性であることは聞いていたけれども、日本人並みに小柄でほっそりした女性であることを知って、浩二は少し驚いた。黒っぽい髪をした40代半ばの女性である。小柄であっても、黒縁の眼鏡をかけ、黒い法衣姿には、やはり威厳を感じた。関係者が揃っていることを確認した後、彼女が発言した。

「皆さん、ただ今からTPM社と阪神重工の特許係争に関する審判に入ります。初めに、陪審員の選定に入ります」

当時のアメリカの裁判における陪審員の最終選定がいつも裁判の初日にこのようにして行われるのか、浩二は知らない。この陪審員選定のプロセスを覗いていると、まるで演劇の場面を覗いているような感じがした。冒頭に裁判官が陪審員候補たちに説明した。

「陪審員候補の皆さん、本日はここにお集まりいただき心よりお礼申し上げます。これから始まるのは、アメリカと日本の会社の特許に関する裁判です。原告のアメリカの会社は、被告である日本の会社が自分たちの特許を侵害していると言って訴えました。これに対し、日本の会社は、特許侵害をしていない、自分たちは別の特許を出願しており、米国特許も取得済みだと言って反論しています。陪審員に決まった方々は、これから始まる証言と両方の弁護士の議論を聴いて、どちらが正しいか判断しなければなりません。判断は、決して各人の好みや偏見によって左右されてはならず、法律に従って公正（フェア）でなければなりません。特に被告側が日本企業だからと言って、決して不公正（アンフェア）であってはけません」

裁判官はこういう意味のことを淡々と説明した。非常に分かり易く、明確な英語だった。さまざまな分野で日米経済摩擦が絶えず、日本がアメリカによって叩かれていた時ただだけに、彼女の「被告が日本企業だからと言って、決してアンフェアな判断をしてはいけません」という説明に、浩二はとても爽やかな印象を持った。

次に陪審員の具体的な選定に入った。まず、裁判官は全員に、日系企業に勤務している人はいないか、と尋ねた。オハイオには鉄鋼や自動車など、幾つかの日本企業の現地法人があったのである。彼女の質問に対して、2人の男性が挙手した。彼女は2人に、

「挙手をした方は、今すぐ退席して下さって

結構です。本日はありがとうございました」

と言って、陪審員候補から外した。このあと彼女は、原告、被告、傍聴人の前で1人ひとり順番に面接した。陪審員となる人を決定するためである。この時の裁判官と候補者とのやりとりを、浩二が完全に理解した訳ではないし、まして全てを記憶している訳でもない。しかし、舞台劇でも観ているように興味深く、次の2人のことは今もよく覚えている。

1人は車いすに座った70代半ばに見える白髪の白人男性だった。裁判官が男性に姓名と住所を訊いたあと、次のやりとりがあった。

「あなたの職歴を簡単に述べてください」

「10年以上前に退職しましたが、30年間、クリーブランドの製鉄会社の社員でした」

「日本との関わりで、何か言っておくべきことがありますか？」

「私は太平洋戦争に従軍し、海軍の水兵として太平洋で日本海軍と戦いました」

「そうですか、それで、いま日本に悪い感情を持っていますか？」

「いいえ、今は悪い感情はまったく持っていません。でも、若い時、日本は敵でした」

この後、裁判官は2、3秒のあいだ考えてから男性に言った。

「わかりました。それでは、退席して下さって結構です。本日はありがとうございました」

男性は、やれやれという感じで、「サンキュー」と言って退席した。

もう1人は40代半ばに見える女性である。アメリカの主婦の典型とでも言えそうな、体格の良い堅実な感じのする赤毛の白人女性だった。裁判官がまず住所、氏名、職業などを訊く。女性はクリーブランドの郊外で3人の子供を育てている専業主婦だった。このあと、裁判官は日本との関わりについての質問をし、女性は答えた。

「そうですね。特にありませんが、私の車はホンダです。オハイオの工場で作られた車ですが、燃費がよくて故障の少ない、素晴らしい車ですよ」

「そうですか。日本について何か特別の感じをお持ちですか？また、日本との関係で何か特別に言っておきたいことがありますか？」

「日本についてですか？車やテレビなどすぐれた製品を作る工業国だと思いますが、特別な感情はありません。そうそう、私の従弟がコロンバスにいて、日系企業に勤めています。ですから私の

場合、陪審員にはふさわしくないのではないのでしょうか？」

「それについては、私が判断いたします。他に、言いたいことがありますか？」

「私には学校に通う子供が3人いて、忙しい毎日ですので、できれば陪審員から外していただくことはできませんか？」

「言い分は承りました。これについても私が判断します」

女性の面接は終わった。なお、最終的にはこの女性は陪審員に選ばれた。

面接後に退席するよう言われなかった14、5人の人たちの中から、予備の2人を含んで8人の陪審員が選ばれた。陪審員に選ばれた人の名前が読み上げられる度に、静かなどよめきが上がった。選ばれたのは、男性が3人、女性が5人で、みな40代から60代に見えた。2人のアフリカ系の女性も含まれていた。

浩二が強い印象を受けたのは、陪審員を選定する時の裁判官の決断の速さである。陪審員候補に対する質問の多くは、日本との関わり、日本についてどのように考えるか、だった。彼女は面接中も何回か、陪審員の判断は公正でなければならぬこと、被告が日本企業だからと言って個人的な感情によって左右されてはいけないことを繰り返し強調した。

この陪審員選定が終わると午後4時になっていた。裁判官は、予定の5時までに少し時間はあるがと言ってから、その日の閉廷と、翌日午前9時からの開廷を宣言した。翌日は原告、被告のオープニング・ステートメントから裁判が始まることを説明したあと、陪審員に選ばれた人たちに、繰り返し開廷時刻までの出廷を要請し、退席した。彼女がいなくなると、陪審員に選ばれた人も選ばれなかった人も、騒がしく喋りながら順次出て行った。

裁判 原告側のオープニングステートメント(冒頭陳述)

翌日もエリー湖からの北風が強く、北オハイオらしい寒い日だった。浩二たちは、コートその他にマフラー、毛糸の帽子と手袋で防寒してホテルから地裁までの10分間を歩き、午前8時45分に入廷した。ほとんど同時に、陪審員、原告関係者も揃ったが、裁判官が入廷したのは9時半を過ぎてからだった。彼女は初めに弁護士と陪審員たちに、別の刑事事件の手続きをする必要があったので、入

廷が遅れたと釈明した。

彼女は全員に着席するように促してから、陪審員に向かって次のように発言した。

「皆さん、昨日申し上げたように、今から原告側、被告側の弁護人によるオープニング・ステートメントがあります。オープニング・ステートメントの内容は、問題になっている特許の有効性と強制性について、また特許侵害の問題に関係していることを、予め申し上げておきます。ですから、陪審員の皆さんは注意深く聴いてください。それでは、原告側の弁護人より始めてください」

裁判官の発言を受けて、TPM 社の弁護人、ジョン・ケラーが前に進み出て、オープニング・ステートメントを始めた。

「陪審員の皆さん、おはようございます。裁判官、ありがとうございます。私の名前はジョン・ケラーと言い、原告である TPM 社の代理人です。今まで30年ちかく、TPM 社の仕事をしており、同社のさまざまな機械の設計や製造にも関与して

きました。今回の裁判は、TPM 社の主要製品であるタイヤ加硫プレスに関する裁判です」

この後、ケラーはタイヤの構造やタイヤ製造技術の概要と変遷から始めて、タイヤ加硫プレス開発の歴史の概要を説明した。そして、従来からある機械式と最近の油圧式のタイヤ加硫プレスの違いについて説明をし始めた。

前年の衣川と浩二へのデポジションの時と比べて、今回のケラーは堂々としているように、浩二は感じた。何しろ136キロの巨体だ。陪審員の横で立っているだけで迫力がある。浩二はタイヤ製造機械の専門家なのでケラーの説明がよく理解できた。しかし、説明は専門的すぎて、素人の陪審員たちはとても理解できないだろうと思った。TPM 社側はことさらに論点を複雑に見せて、陪審員の心情に訴えようとしているのか。ケラーは三十年間も TPM 社の特許出願も担当しているので、タイヤ加硫プレスの技術について詳しいようだった。 つづく

付) 米国の陪審員裁判 (陪審裁判)-- 出典は、Website,“ Furi-Law (アメリカの裁判制度)”

陪審員裁判 (陪審裁判)

アメリカの裁判所には、民事裁判でも刑事裁判でも、職業的裁判官 (判事) による審理 (judge trial) と陪審員による審理 (jury trial) がある。陪審裁判はアメリカ憲法の保障する制度で、裁判への国民参加の一形態である。民事事件では、原告は陪審裁判を要求する権利があり、被告はそれを拒否することができない。

陪審員 (jury、但し個々の陪審員は juror)

陪審員は素人の一般市民から抽選で陪審員候補を選び、その中から具体的事件の担当者として、通常は12名 (もっと少ない時もある) が選ばれる。陪審員は裁判の開始から終わりまで法廷の陪審席にいて、証拠や証人の供述を見聞き、弁護士や検事の弁論を聞いてから、別室で全員が協議し、原則として全員一致で裁判官から独立して結論を下す。その事件に決着がつけば、陪審員は解任される。裁判中、陪審員と弁護士などは接触することが禁じられている。

評決と判決

陪審員が下す判断を評決 (verdict) と言い、裁判官が下す判断を判決 (judge) と言う。この評決と判決の関係は次のとおりである。

陪審員の仕事は、民事裁判では、その評決で訴えている当事者 (原告) の主張事実の有無、是非の認定をし、刑事事件では、被告人が有罪であるか否かを判断し刑を示すことである。(これを事実認定という) この評決 - 事実認定 (簡単に言えば、勝訴か敗訴か、有罪か無罪かの判断) - は、「裁判官に対する返事」として陪審員によってなされ、裁判官はこの認定によって判決を言い渡す。時には陪審員は損害賠償額まで評決することがある。

しかし、裁判官が陪審員に対して何もしないのではなく、審理の手続きが訴訟法に従って適正に行われるようにコントロールする。評決が明らかに誤り、または不当である場合は、無視またはやり直しを命ずることができる。また、裁判官はその裁量で、評決で示された損害賠償額や刑をコントロールする。

注記) この「北オハイオの寒い風」の中で示される、指示評決 (directed verdict) とは、法律的に明らかの場合に、陪審員の判断 (評決) を待たずに、裁判官によって下される判断のことである。

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第9回(全12回)

森口 透

ケラーが主張したいことは、タイヤ加硫プレスには二種類ある。従来型の機械式プレスはTPM社も阪神重工も製造してきたが、新型の油圧式プレスは阪神重工より2年も早くTPM社が開発に成功した。機械式と油圧式と機械の構造上の差は大きい、阪神重工とTPM社の油圧式プレスについては構造上の差はほとんどない。阪神重工は明らかにTPM社の先行特許を侵害しているということらしい。この主張中にケラーが次のように言った時、浩二は耳を疑った。

「阪神重工はTPM社の特許を潰し、アメリカ市場に侵入しようとしています。彼らがこんなことさえしなかったなら、私は今この席に立つ必要はなかったのです」

明らかに感情的なものの言い方だ。これは特許裁判であるから、阪神重工が特許侵害していると主張したいのなら、その根拠を論理的に説明すべきである。そんな専門的な説明をしてもどうせ陪審員には分からないと考えたのだろうか。ケラーは特許の内容にはほとんど触れず、ただ陪審員の感情だけに訴えようとしているようである。要するに、

「タイヤ加硫機の製造会社としてアメリカにはTPM社があるのに、遠い日本からアメリカ市場を荒らしに来ている阪神重工は怪しからん会社ですよ？」

と陪審員に訴えかけているように聞こえる。こんな調子で1時間ほど演説をしてから、ケラーは最後に次のように繰り返して、オープニング・ステートメントを終えた。

「TPM社の特許は非常に重要です。阪神重工はこの重要な特許を潰そうとしているだけでなく、明らかにTPM社の特許を侵害しています。皆さん、どうかこの事実を理解してください」

この間、もちろんのこと、裁判官も陪審員も静かに聴いているだけだった。

裁判 - 被告側弁護人のオープニングステートメント(冒頭陳述)

ケラーが原告席に帰ると、裁判官はニューマン

に発言を求めた。ニューマンが進み出て被告側のオープニング・ステートメントを開始した。

「裁判官、ありがとうございます。陪審員の皆さん、おはようございます。私は今から、ここにおられる陪審員全ての皆さんと一緒に学びたいと思います。皆さんが希望されるなら、封切前の映画の試写でも観るように、今から始まる裁判で行われる議論の下見を試み、基本的の一つひとつの証拠が何を示すかを説明したいと思います。ご承知の通り、これはタイヤ加硫プレスの特許侵害に関する裁判です」

ニューマンは静かに、陪審員たちに、まず「一緒に学びましょう」と問いかけている。そして、事実一つひとつを明確にしようというのだ。さらにステートメントは続く。

「まず初めに申し上げますが、私は陪審員の皆さんに、機械の詳しい構造を説明しようとは全く考えていません。皆さんは、限られた時間内の説明で機械の構造や動きを理解しなければならないと、考える必要は全くありません。理解できなくても良いのです。これをお聞きになって、皆さんはまず少し安心されたのではないのでしょうか」

この後、ニューマンは、時々ケラーによる先のステートメントの一部を引用しながら、機械構造は複雑だがタイヤ加硫プレスの概念はむしろ単純であること、それは上下の金型を締め付け、加熱し、タイヤのゴムが加硫されるまで保持する機械である、と説明した。その後、ケラーの説明を補足するように、過去5年ほどの間の油圧式タイヤ加硫プレス開発の歴史を説明した。阪神重工もTPM社も、世界のタイヤ製造技術をリードするアメリカのGタイヤ会社の要請を受けて、開発を進めた事実も明らかにした。そして続けた。

「阪神重工は、初めから他社の特許に抵触しないように慎重に開発を進めました。開発初期にひとつの案ができた時に、私たちの法律事務所に相談を持ちかけました。検討の結果、他社の特許侵害の恐れがあると判断されたので、私たちは阪神重工に設計変更を勧めました。このあと阪神重工は設計変更し、再び私たちの意見を求めてきまし

た。私たちは慎重に検討し、新しい案は他社の特許を侵害しないとの結論を出しました。こうして完成したのが、今の阪神重工の油圧式タイヤ加硫プレスです。阪神重工はその後、完成したタイヤ加硫プレスについて米国特許を取得しています」

この後、ニューマンは特許の有効性、強制性など、特許の基本的な意味を陪審員に説明してから、オープニング・ステートメントを終えた。午前11時になっていた。

裁判 -- エドウィン・マイケルソンによる専門家証言

この後すぐに、TPM社の元技術担当副社長で、開発技術者のエドウィン・マイケルソンによる専門家証言が始まった。マイケルソンは70歳を幾つか超えていると思われる、温厚そうな白髪の老人だ。普通、証人は立ったまま質問に答えることになっているが、マイケルソンが高齢のために、裁判官は初めから椅子に座ったまま証言することを許した。

初めはケラー弁護人の質問による証言である。この証言は、昼休みを挟んで午後3時までの3時間に及んだ。ここでもケラーの質問はマイケルソンの経歴、TPM社での仕事の内容などについてなど詳細を極め、ただ時間だけをかけているように見えた。裁判記録を読み直してみても、ケラーはTPM社の技術者たちがいかに苦勞して、アメリカでタイヤ加硫プレスを開発してきたかを、陪審員たちに強調するために老エンジニアの証言をとっているようで、肝心の特許問題には最後まで触れていない。

ケラーによる質問が終わると10分間のコーヒープレイクがあり、その後ニューマンの質問による証言が始まった。ニューマンは図面を使いながら、阪神重工とTPM社のプレスの違いについての意見を訊くなど、要領よく質問を進めた。ただ、ニューマンが次々と鋭い質問をするので、長時間の質問に疲労の色が見える老エンジニアは、時々立ち往生した。ニューマンが再確認すると、うろたえて訂正するなどする場面もあったので、浩二は見ている気の毒になった。ニューマンは1時間ほどで質問を終えた。

まだ午後4時25分だった。裁判官は陪審員たちに向かってその日の閉廷を告げた。

「陪審員の皆さん、予定より少し早いのですが、

本日の裁判はこれで終わります。明日は午前9時より開始しますので、それまでに入廷してください。本日、裁判中に聴いたことは、外に出てから決して誰にも話してはいけません。また、陪審員どうしの間でも話し合ってもいけませんので、十分に注意してください」

この注意は一日の審議が終わる時だけでなく、審議が休憩に入る度に繰り返された。

証言のための再特訓 -- (翌日の証言に備えて)

この後すぐに浩二たちはホテルに帰った。全員がニューマンの部屋に集合し、ニューマンとオブライエンからその日の裁判内容についての詳細説明を受けた。やはり、TPM社側は、ことさらに特許問題をはぐらかし、問題を複雑に見せて陪審員の同情に訴えようとしているようである。それに対し阪神重工側は、問題が単純であり、阪神重工はTPM社の特許に抵触せず、手続き上も問題がないことを陪審員に説明する方針で進めることを確認した。その後、ニューマンが、翌朝の9時から浩二の専門家証言が行われることが決まると告げた。原告のケラー弁護人による浩二への質問があるのだ。すぐに、オブライエンが浩二に言う。

「ミスター・ワタナベ、今からもう一度あなたの証言の訓練をしますが、良いですね？」

その時のオブライエンの表情は、真剣そのものだった。オブライエンはとても背が高いたけでなく何となく剽軽な感じがする。特に、見るからに切れ者のニューマンと比べるとそうなので、この時の真摯な顔つきは、浩二を非常に驚かせ、強い印象を残した。

それから1時間、オブライエンは次々と質問し、浩二に答えさせた。ほとんどが技術的な質問で、それも阪神重工の新型タイヤ加硫プレスの構造に関するものである。オブライエンも技術的なことをずいぶん勉強しているようだ。

浩二もそれまで以上に真剣に答えた。そばではニューマンが厳しい表情をして見ている。少しでも不適切な答え方をすると、ニューマンとオブライエンがそれまでになく厳しく訂正を求めた。浩二は答えるべき内容については全く心配していなかったが、英語なので時々どのような表現を使うべきか迷った。こんな答え方ではおかしいかも知れないと思っても、まあいいだろうと思いが

ら答えると、すぐにばれて厳しく指摘するのだ。2人の弁護士は特に、曖昧にしか知らない場合は、堂々と知らない、記憶にないと答えるよう繰り返し注意した。

特訓は夕食後も続き、合計3時間に及んだ。この特訓が終わると、浩二はひどく疲れを感じた。その様子を見たニューマンが、歩み寄って来て浩二の肩を叩いて、

「ミスター・ワタナベ、これであなたの専門家証言は大丈夫ですよ。自信を持って証人席に立って、質問に答えてください」

と激励してくれたので、浩二も何とかなるだろうという気になり始めた。ニューマンは鋭いだけでなく、人の心理も分かる人物のようである。

裁判 -- 渡辺浩二による専門家証言

翌日もエリー湖からの北風が強い、曇り空の寒い日だった。2人のアメリカ人弁護士、2人のアメリカ人証人を含む、阪神重工側の7人は午前8時40分に一緒にホテルを出た。ホテルから裁判所まで歩く間も、オ布莱イエンは浩二にいろいろな注意をした。

前夜はベッドに入った後も明日は本当に大丈夫かと心配だった。だが、それ以上に疲れていたの、浩二はすぐに眠ってしまった。朝もホテルのモーニングコールにより起こされるまで目を覚まさなかった。それにしても、生まれて初めての裁判での証言、それも英語で行うというのに、よくもぐっすり眠れたものだ。自分では気が小さく何事も神経質に悩む方だと思っているのだが、前夜だけでなく今までもどんなに心配事があっても眠れないことはなかったことを思うと、案外ずぶとく能天気にかけているのかも知れない、と浩二は思うのだった。

阪神重工側の7人が入廷するとほとんど同時に、TPM側の8人と陪審員が入廷した。午前9時5分前だった。9時になって裁判官が入ると、ざわついていた法廷はさっと静かになった。

自分の席に着くと、裁判官は全員に席に着くよう指示した。

浩二が証人席に呼び出される前に、ニューマン、ケラー、それに裁判官の3人がベンチミーティング（裁判官の前で行う短時間の打ち合わせ）を始めた。何を話し合っているのか浩二の席から聞こえなかった。後のオ布莱イエンの説明により、外

国人である浩二には、他のアメリカ人証人に対するより明確でゆっくりした英語で質問すること、また浩二が質問を聞き返しても我慢強く許容するようにニューマンが要請し、裁判官もケラーにそうするよう命じたことが分かった。

ベンチミーティングが終わると、浩二は裁判官から証人席に来よう呼ばれた。

証人席は裁判官と陪審員の間であり、質問する弁護士の席の近くである。間近に見る陪審員たちは、普通の家庭の主婦やサラリーマンや退職した男性など、みな典型的なアメリカ市民たちのように見える。この人たちは、いきなり裁判所に呼び出され、弁護士のやりとりや専門家の証言を聞いただけで、特許に関する原告と被告の主張などが理解できるのだろうか？ やはり疑問だ。また、そばで見る裁判官は小柄の、どこにでもいそうな中年女性で、発言するとき以外は、どこか恥ずかしそうにうつむいているように見える。だが、裁判官の肩書きと黒い法衣が、彼女に威厳を与えている。

裁判官に促され、ケラーの質問による浩二の証言が始まった。最初の質問は、

「ミスター・ワタナベ、記録のためですが、あなたの名前を述べてください」だった。浩二は特訓してもらった通りに、名前の音読みと英語の綴りを加えて答えた。

「私の名前は、コージ・ワタナベ、K・O・J・I・W・A・T・A・N・A・B・Eです」

答えを聞いて、浩二とケラーの間にいる記録係が、専用の記録機械に手早く文字を入力する。ケラーの質問は、働いている会社名、部署名、肩書き、今までの仕事歴、と続いた。そして、学歴や学位を確認した時は、質問が始まってから10分近くが経っていた。

特訓を受けていたので、浩二はここまでスムーズに質問に答えることができた。しかし、これからが本来の質問だ。ケラーは用意してあったイーゼル（図面懸け）に懸けた、横1メートル30センチ、縦2メートルほどの図面を示して質問した。それは、旧式の機械式のタイヤ加硫プレスの図面だった。

「ミスター・ワタナベ、あなたの経歴からすると、この図面を十分に理解できますね？」

「はい、できます」

「これは何の機械の図面ですか？」

「これは、従来からある機械式のタイヤ加硫プレスの図面です」

という具合に、多くの質問は単純で退屈するような内容である。ところが、こんなやりとりをしているうちに、突然、ケラーが浩二に質問した。

「ミスター・ワタナベ、私が質問している時、あなたは盛んに頭を前後に振るように見えますが、その動作は何を意味しているのですか？」

どうやら、質問を聞きながら浩二が頷くのが何を意味するのか不思議に感じたようだ。多くの方は話を聞く時、聞いていることを相手に示すために頷く。しかし、相手の言うことに同意している訳ではない。そういえば、アメリカ人は、日本人に比べると、あまりこの動作をしないようでもある。誤解をされては困るので、浩二は答えた。

「これは私のくせのようなもので、あなたの質問を聞いていることを示すために、頷くのです。しかし、頷いても、決してあなたの言うことに同意している訳ではありません」

この返答に対し、ケラーは何の反応も示さず次

の質問に移った。こんなやり取りをしている中に、浩二は段々と場の雰囲気慣れてきた。ひととおり従来型の機械式タイヤプレスについて質問した後、ケラーは次の質問をした。

「阪神重工が新型の油圧式タイヤ加硫プレスを開発し始めたきっかけは何ですか？」

「あるタイヤ会社から開発要求があったことが発端でした」

「そのタイヤ会社の名前を聞かせてください」

「アメリカのGタイヤ会社です」

「Gタイヤ会社の要求に基づき開発したのが、阪神重工の新型タイヤ加硫プレスですね？」

「そのように理解していただいて結構です」

「今まで、阪神重工は、この新型タイヤ加硫プレスを何台くらい販売しましたか？」

という風に続いた。この後、ケラーは1枚の図面をイーゼルに懸けて、質問し始めた。その図面は、浩二たちが開発の初期にGタイヤ会社に提出した構想図の1枚である。しかし、単にアイデアの1例を示すものである。 つづく

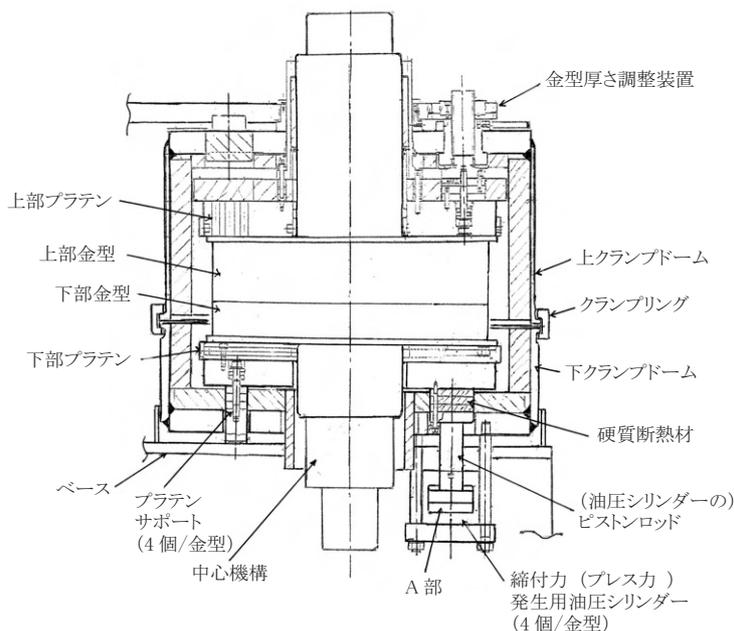


図 阪神重工の油圧式（新型）タイヤ加硫プレスの金型締め付け部の構造

（構造と作動の概要）

下部ブラテンは4個のプラテンサポートを通してベースに固定されている。締め付け力発生用の4個の油圧シリンダーのピストンロッドは断熱材を介して下部ブラテンに固定され、油圧シリンダー本体は下部クランプドームに固定されている。上部クランプドームが閉じると、まずクランプリングが回転し上下クランプドームが連結される。次に、油圧シリンダーのA部に高圧の油圧油が加えられると、油圧シリンダー本体とともに下部クランプドームが引き下げられる。すると、下部クランプドームと連結している上部クランプドームが引き下げられ金型締め付け力が発生する。このように阪神重工の油圧式タイヤ加硫プレスでは、下部ブラテンと下部金型が固定されているので、精度の維持が容易である。

（連載10号でTPM社のタイヤ加硫プレスの構造を示し、両者の違いを説明する）

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第10回(全12回)

森口 透

浩二は、この図面が TPM 社の弁護士から出されたことに驚いたが、G タイヤ会社から入手したものだろう、と思った。専門家から見ると阪神重工と TPM 社のタイヤ加硫プレスには、金型を締め付ける方法に明確な違いがある。しかし、ケラーが懸けた図面は、浩二たちが最終的に開発したプレスの構造を示すものではなく、むしろ TPM 社のプレスに近い構造をしている。この構造のままでは、TPM 社の特許に抵触する恐れがあったので、設計変更をしたのだ。ケラーは、勢いづいた様子で質問し始めた。

「ミスター・ワタナベ、あなたはこの図面を見たことがありますか？」

「はい、あります。これは私たちが作成した図面です」

「それで、これは何の図面ですか？」

「開発の初期に、一つの案として作成し、G タイヤ会社に提出したものです」

「あなた方はこの図面に基づいて、実際のタイヤ加硫プレスを製作したのですか？」

「いいえ、していません。それどころか、これは単なる概念図であり、製作のための詳細図面さえ作成していません。私たちが最終的に製作したタイヤ加硫プレスの構造はこれとは異なります」

「そうですか？ この図面が示すタイヤ加硫プレスは製作していないのですか。それでは、阪神重工の新型タイヤ加硫プレスとはどんな構造の機械ですか？ 裁判官と陪審員の皆さんに分かるように説明してください」

いよいよケラーの質問は佳境に入ったと言えるだろう。浩二は用意してきた図面をイーゼルに懸けた。もちろん、ケラーだけでなく、陪審員にも裁判官にも見えるようにした。図面は分かり易いように、単純化し主要部品ごとに色分けしている。

グリーンタイヤと呼ばれる生ゴムのタイヤは、上下の金型で加熱と加圧されることにより加硫されて、丈夫なタイヤになる。阪神重工と TPM のタイヤ加硫プレスの違いは、まず、この金型を加圧する方向にあった。上下の金型は、上プラテン、下プラテンという加熱盤に取り付けられ、加熱と

加圧がされる。TPM 社のタイヤ加硫プレスでは上下金型が閉じてから下プラテンが上方向に押されるのに対して、阪神重工のプレスでは上プラテンを下に引き下げることにより、加圧するようになっている。この方が、加圧時の機械精度が維持しやすいと浩二たちは考えている。

浩二は、30分ほどの時間をかけ、図面を使ってこの点の説明をした。何回かニューマンとオ布莱エンに説明し説明の仕方を直されてきたので、裁判官と陪審員にも両社のプレスの違いの本質をある程度は理解してもらえた、と浩二は考えた。

この説明を終えると、ケラーはタイヤ加硫プレスに用いている断熱材について質問してきた。確かに、随所に使用される断熱材は、省エネルギーと油圧油の劣化防止のためには不可欠なのだが、機械の精度維持のためにはやっかいなものである。しかし、断熱材は今回の特許係争に直接には関係がない。断熱材について詳細な議論をすれば、裁判官と陪審員たちは混乱するだけだろう。そうでもなくとも、ケラーはことさらに問題を複雑に見せようとしているので、浩二はこの部分ではできるだけ簡単に最小限の説明で済ませた。

ケラーによる最後の質問は、TPM 社と阪神重工の特許に関する質問だった。ケラーは、

「あなたは阪神重工のタイヤ加硫プレスの特許に関係していますか？」

と質問してきた。もちろん浩二は当事者で、発明者の一人である。また、特許を出願する時には、自ら時間をかけて TPM 社の特許内容を検討した。

「はい、私は深く関係していて、発明者の一人です」

「あなたは TPM の特許を無効にするために、ワシントンの法律事務所に来ましたか？」

新型タイヤ加硫プレスの開発中に、浩二はワシントンに来たが、決して TPM 社の特許を無効にするために来たのではない。浩二は答えた。

「阪神重工の新型タイヤ加硫プレスが他社の特許に抵触しないことを米国の特許専門家に確認してもらうために来たのであって、他社の特許を無効にするためではありません」

この後ケラーは再び断熱材についての質問をし

たり、機械の細部の構造を確認したりし始めた。アメリカ人であるケラーは、日本人の浩二の英語のペースに合わせるのに疲れたのか、少しいだち始めたようだった。質問の仕方が投げやりな感じになり、喋り方も早口になったので、浩二は、質問内容確認のために何回か訊き直さなければならなかった。

こんな質疑応答をしているうちに、ケラーは、「これ以上ありません」と言って質問を終えた。浩二は、何の前触れもなく唐突に質問が打ち切られたように感じた。

この後、裁判官がケラーに質問を終えたことを再確認してから、

「ミスター・ワタナベ、ありがとうございます。自分の席に帰って下さい」

と言ったので、浩二は自分の専門家証言が終わったことを知った。ニューマンとオブライエンを見ると、頷いている。そこで浩二は、初めに裁判官に、次に陪審員席に向かって丁寧にお辞儀をしてから、証人席を去った。その時、陪審員席からどよめき、特に女性たちの歓声のような声が聞こえた。浩二はこのどよめきと歓声が何を意味するのか理解できず、不思議な気持ちを持ちながら被告席に帰った。

浩二の証言には2時間以上がかかり、終わった時、午前11時半になっていた。オブライエンが握手を求め、小声で「グッド・ジョブ(よくやった)」と言ってくれたので、浩二は無難に証言を終えることができたのかな、と思った。山本と浜田も小声で、「お疲れさまでした。無事に済んで良かったですねえ」と言いながら、心から安堵した表情で握手を求めてきた。

裁判 -- アーナンド・クマールによる専門家証言

この後 TPM 社の主任技師、アーナンド・クマールの専門家証言が始まった。インド出身のクマールは身長も年齢も浩二と同じくらいで、濃褐色の肌の精悍な風貌の男だ。

初めは、ケラーの質問による証言である。質問への答えから、彼がインドのボンベイの工科大学を卒業してから米国に来て、オハイオの工科大学の修士コースで学び、そのまま TPM 社の設計技術者として二十年間働いていることなどが分かった。

ここでもケラーは、クマールの証言を通じて TPM 社がいかに苦勞して新型の油圧式タイヤ加

硫プレスを開発したかを、陪審員に訴えているようだった。クマールの証言によって、浩二は新しい事実を知ることができた。それは同じ分野で苦勞してきた浩二にとって非常に興味深い内容である。2人のやりとりの内容をまとめると次のようになる。

-- TPM 社は阪神重工より2年も早く、G 社の厳しい要求仕様に基づき、約2年をかけて新型タイヤ加硫プレスを開発した。試作機の1台を G 社に納入し半年ほど使ってもらって性能を確認した結果、既に70台以上を G 社および他のタイヤ製造会社に納入した。

阪神重工が2年ほど遅れて新型タイヤ加硫プレスを開発するまでは、精度、エネルギー消費などで TPM 社の新型プレスを上回るものがなく、アメリカ市場を独占していた。だが、阪神重工が新型タイヤ加硫プレスを開発した。性能は同じだが阪神重工のタイヤ加硫プレスは価格が25%ほど低いので、TPM 社の新型機は売れなくなった。このままでは TPM 社の存在が危うく、アメリカからタイヤ加硫プレスを作る会社がなくなってしまう。日本の会社のために、アメリカの会社がなくなってしまうてよいのか --

ここまでの証言を終えると、正午近くになったので、裁判官が午前の部の終わりと、午後1時からの午後の開廷を宣言した。彼女は最後に陪審員たちに、「裁判で聞いたことは誰とも、陪審員同士でも決して話してはいけません」と繰り返した。

近くのカフェテリアで、阪神重工の関係者7人が一緒に昼食を摂った。簡単なサンドイッチの食事が始まる前にニューマンが浩二に言った。

「あなたの証言は良かった。必要なことだけ喋り、不要なことは言いませんでしたからね」

「どうやら、専門家証言は合格したようだ。浩二はニューマンに言った。

「何度もお二人が特訓をしてくださったおかげです。ところで、お訊きたいのですが、私の証言が終わった後、なぜ陪審員の間でどよめきが聞こえたのですか？」

「ああ、あれですか。あれはあなたが陪審員たちに向かってお辞儀をしたからです」

「私の証言を聞いて下さったお礼のつもりだったのですが、いけなかったのでしょうか？」

「とんでもない。あのお辞儀は大変よかったですよ。だから、陪審員たちは喜んだのです。アメ

リカ人の証人の場合、あんなに丁寧にお辞儀をする人はまずいませんからね」

「ところで、もう私の役割は済んだのですね。もう証言の必要はありませんね？」

「いや、TPM 社側がどう考えるかです。明日か明後日に、もう一度、ケラーがあなたの証言を求める可能性は大いにありますよ」

これを聞いて、浩二はまだ自分の仕事は終わっていないのだと失望した。しかし、失望などしている場合ではない。弁護士費用などで今まで相当なお金がかかっているし、今後のタイヤ加硫プレスの販売のためには、どうしても裁判に勝たなければならない。この裁判の行方は日本で阪神重工の多くの社員たちが注目し見守っている。今は弱気になっている場合ではないのだ。

午後の部は1時10分に開廷した。

裁判はいつも裁判官による「皆さん、ご着席ください」という一言で始まる。この一言のあと、クマールの証言が続いた。ケラーはイーゼルに懸けた図面を指さして質問した。

「ミスター・クマール、あなたの経歴からすると、この図面を理解することができますね？」

図面は TPM 社の新型タイヤ加硫プレスの全体図である。クマールは答えた。

「もちろん。よく理解できます」

「この図面が示すのは何の機械ですか？」

「タイヤ加硫プレスです。TPM 社で開発した新型のタイヤ加硫プレスです」

「この図面によって、機械の構造と動きを陪審員の皆さんに説明してください」

午前中の浩二への質問と同じだ。クマールは図面の各部品を指示棒でさし示しながら、機械の動きと機能を説明した。アール(r)の発音がはっきり聞こえるインドなまりの英語だったが、クマールの喋り方は普通のアメリカ人と同じ速さだった。ケラーは補足するように次々に質問し、クマールが詳細の説明をした。浩二は専門家なので内容がよく理解できたが、素人である陪審員にはどこまで理解できたか、やはり大いに疑問である。

20分ほどすると、ケラーはイーゼルに阪神重工の新型タイヤ加硫プレスの全体図を懸けて、クマールに、「この図面が何の機械を示すか知っていますか？」と質問した。すると、ニューマンが拳手をして「異議があります」と裁判官に向かっ

て発言した。

このあと裁判官が招集し、すぐに彼女とケラー、ニューマン3人による話し合いが行われた。浩二の席からは何を話し合っているのか分からなかったが、裁判記録によれば、ニューマンが、「クマールは阪神重工の加硫プレスについて証言する資格がない、クマールは原告側の主任エンジニアだから、被告側の機械について証言するのはおかしい」という意見を述べている。

結果的には、ケラーが「ミスター・クマールはタイヤ加硫プレスに20年も携わっている。ミスター・ワタナベと同様に、どんなタイヤ加硫プレスについても図面を見れば理解できるので、証言する資格がある」と主張し、裁判官がケラーの意見を認め、ニューマンの反対意見を却下した。

その後、阪神重工のタイヤ加硫プレスに関する、ケラーのクマールへの質問が始まった。クマールの阪神重工のタイヤ加硫プレスに関する知識は概ね正しかった。

しかし、ケラーが、「両方のプレスの加圧力の発生方法には違いがありますか？」と質問すると、クマールが「基本的に両者はまったく同じです」と答えたことに浩二は驚いた。明らかに、ケラーとクマールは芝居をして、後発の阪神重工が TPM 社と同じタイヤ加硫プレスを作り、TPM 社の特許を侵害しているという印象を、陪審員に与えようとしているようである。この後、ケラーは特許出願に関する3つの基本的な質問をし、クマールへの質問を終えた。

5分間のコーヒープレイクの後、ニューマンの質問によるクマールの証言が始まった。ニューマンの質問は、無駄がなく鋭いものだった。半年ほど前に行われたデポジションの記録やケラーによる質問への回答を随所に引用しながら、話の矛盾を突いていくやり方である。浩二は、もし自分がこのような質問を英語でされ続けられたらすぐに立ち往生してしまうだろうから、ニューマンが原告側の弁護人でなくて幸いだった、と思った。

ニューマンは、クマールが半年ほど前に行ったデポジション記録を丁寧に読み、その時とこの日のクマールの発言の違いの幾つかを暴いた。クマールも、聞いている浩二たちが感心するほどしたたかにニューマンの指摘をはぐらかそうとした。だが、同じエンジニアである浩二が聞いていても、クマールの言い訳には無理があった。

北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第11回(全12回)

森口 透

この後、ニューマンはTPM社のタイヤ加硫機の構造について質問をし始めた。それは、タイヤ加硫プレスの締め付け力発生用の油圧シリンダーのピストンロッドと下プラテンとの間の部品に関わる構造についてだった。TPM社の図面に示されるその部品は硬質断熱材だと浩二は理解した。イーゼルに懸けられた図面でその部品を示し、ニューマンが、

「下プラテンとピストンロッドの間にあるこの部品は何というのですか？」と訊いた。

「私たちはスペーサーと呼んでいます」

「スペーサーの材料は何ですか？」

「材料は特定していません」

「材料は何であってもかまわないのですね？例えば、ウランでいいと言うのですか？」

「そんな質問には答えるつもりはありません」

「はっきり申し上げて、あなたの言うスペーサーは、高熱の下プラテンから油圧シリンダーのロッドへの熱の流入を防ぐための、断熱材ではありませんか？」

「それにはコメント致しません。繰り返しますが、材料は特定していません」

「この部分に断熱材は不要だと、あなたは言いたいのですか？」

「その点についてもお答えできません。このスペーサーの材料が何であっても、TPM社のタイヤ加硫機プレスは機能を発揮しています」

浩二はこの時、クマールのこの発言と頑なな態度が全く理解できなかった。この部品が断熱材であることは、少しでもタイヤ加硫プレスに関わったエンジニア、いや、機械技術者なら誰でも容易に考える明白な事実だろう。断熱材がなければ、油圧シリンダー内の油が加熱されてすぐに劣化し、機械は機能しなくなるだろう。何よりも、クマールが断熱材であることを認めても、この裁判でTPM社が不利になるとは考えられない。

ニューマンは、この質問を中止して、ちょっと悪戯いたずらっぽい表情で質問した。

「ミスター・クマール、あなたは、阪神重工のタイヤ加硫プレスの性能は同じだが価格が25パー

セント安いと言いましたね。それなのに、その後、TPM社も阪神重工もG社から何台も受注しているのはなぜですか？ 25パーセントも価格差があれば、全部を阪神重工が受注してもおかしくないではありませんか？」

陪審員席から笑い声が聞こえた。クマールは困ったようで、小さな声で答えた。

「25パーセントほど安いというのは、販売担当者から私が聞いたことです。しかし、私は販売を担当していないのでそれ以上はよく分かりません」

ニューマンは微笑して、「もう質問はありません」と言ってクマールへの質問を終えた。

午後3時になっていた。原告側と被告側の質問があったクマールの証言には、午前と午後で3時間ほどかかった。

翌日の浩二の再専門家証言が決定

この後の10分の休憩時間に、オブライエンが浩二に言った。

「ミスター・ワタナベ、明日になるでしょうけれど、次のハリソン氏の証言の後、ケラー弁護士があなたへ再び質問することを決めました。再証言です。いいですね？」

やはり再証言があるのだ。前の証言の時と違って、その時、浩二はひどく不安になった。

「やはり再証言があるのですか？ 今度は大丈夫か、心配ですね」

「前のように質問に正直に答えれば問題ないですよ。知らないことは知らない、記憶にないことはない、とはっきり言えば良いのです」

前のようにケラーがゆっくりと質問してくれば良いが、意地の悪い質問を早口のアメリカ英語で次々にするのはないか、と心配になってきた。

裁判 -- ハワード・ハリソンによる専門家証言(1)

やがて再び法廷には全員が揃い、ハワード・ハリソンの専門家証言が始まった。ハリソンは過去

30年に亘って TPM 社の特許出願を担当している特許弁護士で、年齢は70を超えているように見える。まず、ケラーの質問による証言である。

学歴や職歴などを確認したあと、TPM 社の新型タイヤ加硫プレスの特許明細書に基づいて、ケラーは次々に質問した。ハリソンはよどみなく答えたものの、内容の多くは裁判にとってどうでもいいような質疑応答のように、浩二には思えた。やがて、ケラーは、

「あなたは阪神重工の油圧式のタイヤ加硫プレスのことを知っていますか？」

と尋ねた。ハリソンは答えた。

「ある程度、知っています。今回の裁判のために詳しく勉強しました」

ケラーが次の質問を始めようとした時、ニューマンが再び拳手をして「異議があります」と言って動議を出した。これは認められ、裁判官、ニューマン、ケラーが協議を始めた。

裁判記録によると、この時ニューマンは次のように主張している。

「ケラー弁護士は阪神重工のタイヤ加硫プレスについての証言を求めています。特許弁護士で、タイヤ加硫プレスの専門家でないハリソン氏にはその資格はない、と考えます」

これに対し、ケラーは、ハリソンは30年以上もタイヤ製造機械の特許に関与しているので、世界の同業者の機械を知っており、阪神重工の機械についても証言する資格がある、と言って反論している。結果的には、今回も裁判官がニューマンの異議を却下したので、阪神重工のタイヤ加硫プレスに関するケラーの質問が始まった。

「ミスター・ハリソン、あなたは阪神重工のタイヤ加硫プレスをどのように考えますか？」

「TPM 社のタイヤ加硫プレスとよく似ていると思います。基本的には同じものです」

「阪神重工のタイヤ加硫プレスは TPM 社の特許を侵害している、と考えますか？」

「はい、幾つかの点で、阪神重工のプレスは TPM 社の特許を侵害しています」

ケラーはハリソンに、これを言わせたかったようだ。ケラーは続ける。

「阪神重工のプレスのどんな点が TPM の特許を侵害している、と考えますか？」

「幾つかありますが、まず両者は基本的に同じであり、類似性で侵害しています」

特許を侵害していると言うのなら、原告は厳密

にその証拠を示す必要があり、似ていると言うだけでは証拠にならない。特許明細書の文言で示すか、よほど明確な類似性を証明する必要があるが、浩二からみてもハリソンの答え方は曖昧過ぎるようだ。

判断するのは素人の陪審たちだから、似ていると言えば十分だと考えたのか、ケラーはそれ以上の説明を求めなかった。ケラーとハリソンは、こんなやり取りで陪審員たちに阪神重工が特許侵害をしているという印象を与えようとしている、と浩二は感じた。

ケラーの質問によるハリソンの証言は40分ほどで終わり、すぐにニューマンの質問によるハリソンの証言が始まった。ニューマンの最初の質問は、「特許が厳密に意味することは何ですか？」だった。特許の定義から始めたのだ。ハリソンは答えた。

「発明者の発明を、17年間他の人が製造・販売できないように保護することです」

「発明者が発明を特許にしたい場合、最初に行うべきことは何ですか？」

「特許明細書を書いて、特許申請書を特許庁の審査官に提出することです」

など、基本的なことを訊いて答えさせ、陪審員に特許の基本を知らせようとした。この他にも、発明について17年間の独占権が与えられる代わりに、発明者は発明時に知り得たベストの技術内容を明細書に記載すべきこと、などを確認した。

この中で浩二が興味深く聴いたやりとりは、ニューマンが、「特許出願された発明内容が公開される目的の一つは、発明された技術内容を発明者以外の人々がさらに発展させることができるように他の人々に技術情報を提供することにある、と考えても間違いありませんか？」と訊き、ハリソンが、「その通りです。これは非常に重要な点です」と答えたことだった。ニューマンは、特許とか特許侵害とかは厳密に定義されるべきであって、単に似ているだけでは侵害にならない、ということ陪審員に示したかったのか。

このような証言が続くうちに、裁判の3日目も午後5時になり、裁判官がこの日の閉廷と翌日の午前9時からの開廷を宣言した。彼女は陪審員たちにいつもの注意を繰り返した。

翌日の再証言に備えての再特訓と、浩二の眠れない夜

その日の夕食後も翌日の再証言のために、オブライエンが2時間ばかり浩二の質疑応答の訓練をした。予想質問を次々に出して答えさせ、必要に応じて直すのである。ただ、オブライエンは、今となって浩二が自信を失わないように、意地の悪い質問はしなかった。

その夜、浩二はなかなか眠れなかった。今までどんなに心配事があっても、眠れないことはなかったし、この日の朝の証言を控えた昨夜はほとんど気にせず眠れたのに、この夜はなぜか、2回目の専門家証言がうまくいくかどうか非常に心配になってきたのだ。ケラーがアメリカ人並みの早口の英語で、意地の悪い質問を次々にして、立ち往生してしまうことにならないか、などが心配になり、午前1時頃までベッドの中で悶々として、寝返りを繰り返した。だが、そのうち眠りについたようだ。

翌朝、浩二はいつものように目覚めたつもりだった。ところが、目覚めた時すでに会議室の椅子に座っていた。それも、北オハイオ地裁ではなく、阪神重工本社の会議室の中だ。重役会議や生産会議が開かれる広い会議室で、50ほどの席が円形に並んでいる。

おかしいな、なぜ自分はこんなところにいるのだ？ 今日には裁判で2回目の証言をすることになっているのに。しかも、大きな部屋には自分ひとりだけだ。どうして自分ひとりだけなのだ、と不思議だった。

が、やがて入り口のドアが開いて、20人ほどの男たちが靴音を立てながら入って来た。あっけにとられる思いで浩二がそれを見ている間に、彼らは周りの席に座った。

その時、浩二は、やっと裁判官と陪審員が揃った、いよいよ自分の2回目の専門家証言が始まる、と何の不思議な感じもなく思った。ところが、である。裁判官席、いや議長席にいるのはあの中内取締役だった。あれっ、裁判官は女性のはずだが、どうしたのだ？ 浩二が納得できない思いでいると、その中内が浩二に向かって質問し始めた。

「渡辺君、君は開発の段階で、TPM 社の特許を調べたのかね？」

「もちろん調べました。TPM 社だけでなく、全世界の競合企業の特許を調べましたよ」

「君たちが開発した新型タイヤ加硫プレスは、

それらに抵触しないようにしたのか？」

「もちろん、そうしました。特許専門のアメリカの弁護士とも相談したので、大丈夫です」

「君はずっとそう言ってきたが、大きな間違いをしていたらしい。君の開発したタイヤ加硫プレスが、明らかに TPM 社の特許を侵害していることが、分かったのだ」

すると、集まっていた20人ほどの男たちが、一斉に「そうだ。そうだ」と合唱しはじめた。浩二は驚いた。まるで鴉の集団が「アーアー」と呼応して鳴いているようだ。

その合唱が一息ついたころ、再び中内が発言した。

「皆の意見は同じようだが、念のために多数決で決めたい。渡辺たちが開発した案が TPM 社の特許を侵害していることに賛成する者は挙手をしてくれ」

全員が「賛成、賛成」と言いながら、挙手をした。中内はそれを見て言う。

「全員が私と同じ意見だ。よって、君は有罪だ。まずはこの場で、君を首にする」

「えっ、何ですって、そんな無茶な！」

と言おうとして目が覚めた。じっとりと汗をかいている。目が覚めてもしばらくは、

-- ああ、俺は会社をくびになった。明日から家族をどのように養えばいいのだろうか？ --

と思った。だが、やがて、ゆっくりと、夢であることに気がついた。そして、再び眠りに就いたが、その後もスキンヘッドの巨漢に追いかけられたり、目をむいて早口でしゃべる巨漢の質問に何回も立ち往生する夢にうなされ、朝までよく眠った気がしなかった。

裁判 -- ハワード・ハリソンによる専門家証言(2)

次の朝、8時50分には関係者全員が法廷に揃った。裁判官が現われ、法廷はしんと静かになり、予定通りニューマンによるハリソンへの質問の続きが始まった。

ニューマンはクマールが知らないと言い張った、油圧シリンダーのピストンロッドと下プラテンの間にある部品に関連する質問をした。ニューマンが、

「クマール氏は、スペーサーと称する部品について、私の質問に誠実に答えていないとえます。あなたは聞いていてそのように感じませんでした

か？」

「彼は、スパーサーが断熱材である必要があるかどうか知らない、と答えました。知らないことを知らないと言ったのですから、彼は誠意をもって答えたと思います」

「油圧シリンダーのピストンロッドの端のスパーサーが、断熱材であることは明白であり、クマール氏が知らない訳はありません。それなのに、彼は知らないで通しましたね」

ハリソンは、「それは...」と言って言葉に詰まり始めた。浩二から見ると、白髪の老人に見えるハリソンが、若く切れ者のニューマンにいじめられている感じに見えてきた。ニューマンはその後続けて、TPM社の特許明細書の内容に踏み込み、断熱材の使用が明記されていないなど、発明当時の最新技術の開示義務が実行されていない、と追求した。

特許専門家であっても、タイヤ加硫プレスの開発設計もサービスも経験したことのないハリソン老人は、なぜニューマンが断熱材にそれほどこだわるのかが理解できなかったのだろうか？

これらの質問を終えると、ニューマンは、次々に、「あなたはタイヤ加硫プレスの設計をしたことがありますか？」「開発したことは？」「フィールドサービスの経験は？」と質問し、ハリソン氏がそのすべてに「ノー」と答えると、ちょっと微笑してからすべての質問を終えた。この老人に阪神重工のタイヤ加硫プレスについての証言をさせることが無理であることを、陪審員に知らせることができた、と考えたようだった。

裁判 - 4人のGタイヤ会社技術者のデポジション証言記録の朗読

この後、ケラーによるハリソンへの短時間の再質問があり、ハリソンの証言が終わった。午前11時近くになっていた。すぐに自分の2回目の専門家証言が始まる、と浩二は緊張して待ったが、その前に、ケラーが裁判官に提案した。

「ミスター・ワタナベの再証言の前に、Gタイヤ会社の4人の技術者のデポジション証言記録の一部を、陪審員の皆さんのために今から読み上げたいと思います」

「私も彼らのデポジション証言内容は重要だと考えますので、朗読してください」

と裁判官は答えた。ところが、次にケラーが発言した。

「Gタイヤ会社の4人の証言は、この裁判にとって大いに参考になるものと考えますが、問題はGタイヤ会社ができれば公表して欲しくないと言っていることです」

朗読を提案しておきながら、こんなことを言うとは？ ケラーは、本当は彼らの証言記録を朗読したくないのかも知れない。しかし、これには、裁判官が反応した。

「裁判に必要だと判断されれば、裁判官の裁量で読み上げることはできます。但し、法廷で読み上げた部分は記録に残して、Gタイヤ会社に知らせる必要があります。ところで被告側は記録を読み上げることに同意しますか？」

これには、ニューマンが答えた。

「読み上げることに同意します。ただし、条件として原告側の都合の良い部分だけでなく、必要な場合は、被告側が希望する部分も追加して読み上げさせてください」

「その点は大丈夫です。私がそのように原告側に指示します」

ケラーも裁判官の指示に同意した。こうしてG社の4人のデポジション証言の一部が読み上げられることになった。繰り返しになるが、G社の4人とは、阪神重工の新型タイヤ加硫プレス開発の際に浩二たちが世話になった、設備技術部長のディック・タイソン、同課長のテッド・ロバートソン、それにエンジニアのマイケル・ブゾルスキーとピーター・シャファーである。

デポジション証言記録は、TPM社側の若い弁護士、ロバート・ジョンソンが朗読した。時々、ニューマンの指示でオブライエンが追加して読み上げた。4人の証言を朗読し終えるのに、午前と午後の合計2時間半ほどかかった。

内容は、G社がどのような経緯で従来の機械式タイヤ加硫プレスに満足せず、機械メーカーに新型の油圧式タイヤ加硫プレスを開発するよう要請したか、から始まる、5、6年におよぶ技術発展史のようであり、浩二は非常に興味深く聴いた。

阪神重工がG社から250ページ余りの要求仕様書を受け取り、それを満たす新型タイヤ加硫プレスを開発して欲しいとの要請を受けたのは4年半ほど前のことだが、TPM社はそれよりも2年も早くG社より同様な仕様書を受け取り、開発に着手していた。G社は両社以外にも、西ドイツの2つの産業機械会社にも働きかけたが、2社とも頑固に自社の技術にこだわり、G社の要求を受け入

れなかったことも分かった。朗読を聞いて、浩二は何度も「そうだったのか」と目から鱗の感じを持った。しかし、証言内容の大半は機械の専門家でない陪審員たちが理解したとは思えなかった。

浩二が心強く思ったのは、4人とも阪神重工とTPM社のプレスがはっきりと違うこと、また締め付け力発生のための油圧シリンダーのピストンロッドと下プラテンの間には、断熱材が必須であると証言していることであった。朗読を聞いた浩二は、ケラーがなぜ4人の証言をここで朗読させたのか、理解に苦しんだ。証言の内容がTPM社に有利な材料とはとても思えなかったからである。ケラーは、どうせ陪審員は詳しいことは理解できないので、TPM社の方が2年以上も早く開発を始め、後発の阪神重工が真似をしたという印象を、陪審員に与えたかったのだろう、と考えた。

意外な進展を始めた裁判

G社の4人のデポジション証言の朗読が終わると午後2時半になっていた。いよいよ自分の再証

言が始まる、と浩二は緊張したが、裁判官が陪審員に向かって言った。

「陪審員の皆さん、私と弁護士たちはしばらく手続き上のことで話し合いますので、皆さんは控室でコーヒーでも召し上がってゆっくりしてください。何回も申し上げているように、裁判の内容については、たとえ皆さん方の間でも決して話をしないでください」

陪審員が退席すると、すぐに裁判官と原告側、被告側の2人ずつの弁護士が裁判官の前の小さなテーブルに集まって座った。浩二は何が始まったのかよく分からなかったが、三者それぞれが持っている図面や参考資料を見せ合っている。どうやら、お互いが持っている資料、特に裁判官が受け取っている図面や資料のひとつひとつを確認し合っているようだ。この時の裁判官、弁護士たちはどことなく楽しそうで、時々こやかに顔を見合わせて笑いながら頷き合っている。彼らの表情が今までの陪審員の前での表情と比べて違うと感じたのは、浩二だけだったろうか？ この作業は30分近くで終わった。 つづく



北オハイオの寒い風 ある日米特許係争の記録

第12回(最終回)

森口 透

この後すぐに陪審員抜きで審議が再開された。法律専門用語が特に多くなったせいもあり、渾身の注意をはらって聞いても、浩二は内容のすべてが理解できたわけではない。それでも、裁判官と双方の弁護士たちが、3日間の4人の専門家証言とGタイヤ会社の4人のデポジション証言、さらに図面や資料に基づいて、法律の専門家として議論を進めているということは理解できた。この議論の中で最も重要なのは、議論の終り近くになって、ニューマンが裁判官に次の提案をしたことだった。

「この辺で、この裁判は陪審員の判断に任せるのではなく、裁判官による指示評決にさせていただくよう動議を提出いたします。原告が被告による特許侵害を主張したいのなら、必要な具体的証拠を示すのは原告側の義務であります。しかし、原告は今まで文言上も相似性についても具体的な証拠を示してはいません。したがって私は、このケースは裁判官の指示評決にすべきだと考えます。さらに、ピストンロッドの断熱材について、原告側の証人の1人は明らかに誠意と公正に反する証言をしていると考えます。G社の4人を含めて全ての専門家が断熱材は必要だと証言しているにも関わらず、彼はこれについては知らない、材料は何でもいいと証言しているのですから、誠意と公正に違反していることは明白です。したがって、この点も略式判決の対象に相当すると、私は考えます」

指示評決とは、事実審理に疑問の余地がない場合、裁判官が陪審員に対し結論を指示すること、言い換えれば、どちらが正しいかが法律的には明らかなので、陪審員に判断を任せるのではなく、裁判官が評決を下すことである。

これに対し、ケラーは今までのマイケルソン、クマール、ハリソンの証言で特許侵害は明らかにされている、と反論している。また、ニューマンが「スペーサーの材料がウランでもいいのか？」とクマール氏に詰め寄ったことは脅迫めいていて問題だと反論しているが、ニューマンの主張に比べると明らかに迫力を欠いており、大した反論をしているように浩二は感じなかった。ケラーの反

論が終わったことを確認してから、裁判官は、

「しばらく休憩とします。ニューマン弁護人の動議に関しては、休憩中に私がよく考えてから、休憩後に結論を伝えます」と言って退席した。

裁判 -- 裁判官が評決を下し、阪神重工の事実上の勝訴が決定

裁判官が席に戻ったのは、それから約40分後だった。呼び戻された陪審員と弁護士が席に着くと、裁判官は、

「陪審員の皆さん、私は今回の裁判を指示評決にすることに決定しました。したがって、皆さんは今すぐお帰りくださって結構です。4日間、誠にありがとうございました」

と言ったので、陪審員席から歓声が上がり、ほんの数分の中に全ての陪審員が法廷から去った。陪審員たちが退席すると、裁判官は、次のように評決を下した。

「休憩の間、私は今までの判決例を参考にして、ニューマン弁護士からの指示評決請求動議の内容を熟考しました。結論として、被告が原告の特許を侵害しているという原告の訴えに関して、原告は具体的な証拠を何も示していないと、判断しました。また、今までの証言、図面、資料から判断して、被告が原告の特許を侵害しているとは言えないというのが、結論です。したがって、被告が原告の特許を侵害していることはない、という指示評決の決定をします。また、原告側の誠意と公正への違反への略式判決を下すことについては、今夜もう一度考慮し、明朝皆さんに結論を伝えます」

本当はもっと多くの専門用語を用いて話したので、浩二には分からない所があったのだが、裁判官が言ったのはこんな内容である。この後、すぐに彼女は、その日の閉廷を宣言した。午後4時半を過ぎていた。

この時の浩二はしばらく何が起きたのか、はっきりとは判らなかったのだが、裁判に勝つたらしいことだけは理解できた。それでも、半ば呆然としていると、オブライエンが浩二のところにやっ

て来て、握手を求めながら言った。

「コングラチュレーションズ(おめでとう) ミスター・ワタナベ、でも、あなたが希望していた再証言をする機会がなくなってしまい、申し訳ありませんでしたね」

剽軽もののオブライエンは、こんな状況でも冗談を言う。浩二は、昨夜悪夢のように悩まされた再証言が不必要になったので何よりも安堵していたのだが、

「私ももう一度証言したかったですよ。でも裁判は終わり、私たちは勝ったのですね？」

と冗談で応じた。これにはニューマンが山本、浜田と浩二に次々と握手を求めながら、

「我々は完璧に勝ったのですよ。皆さん、コングラチュレーションズ！」

と言って応えた。浩二は、山本、浜田と握手をして喜びあった。傍聴席では松岡と黒木が手を振っている。

ニューマンによれば、翌朝の裁判官と弁護人の会合は、事務手続き上の諸確認をするのが主目的であり、この日の結論がくつがえることはない。裁判官が心変わりすれば別であるが、そんなことはあってはならないのだ。

事実上、この時点で、裁判は阪神重工の完全勝訴で終わった。結局、ジャック・エイシーとチャールズ・ロジャースの専門家証言は行う必要がなくなったので、2人ともとても残念そうでもあった。それにしても、終わってみればあっけない幕切れだったな、と浩二は感じた。

ささやかな祝宴

その日のホテルでの夕食は阪神重工関係者による、ささやかな祝宴となった。この宴に参加したのは、裁判に参加した7人と、阪神重工のオハイオ連絡事務所の松岡と黒木、それに地元のピーターズ・デイ法律事務所のマリリン・ストークス弁護士の10人だった。ささやかと言っても、事実上の完全勝訴に終わったので、宴は結構盛り上がった。

浩二の隣に座ったのは、マリリン・ストークス弁護士だった。彼女は直接には裁判には立ち会わなかったが、準備段階でいろいろと世話をしてくれたのだ。彼女は席に着くとすぐ、

「内容的にも阪神重工の勝利は確信していましたが、指示評決で終わって良かったですね。ミス

ター・ワタナベの専門家証言は完璧だった、トリチャードから伺っていますよ」

と言って浩二の手を握り、勝訴を祝ってくれた。アメリカでも、女性と握手できる機会はそう多くないし、あってもほとんどの場合、彼女たちは手を出さず握り返さない。そのため、ストークス弁護士が温かく柔らかい手で10秒近くもしっかりと手を握ってくれたので、浩二は幸せな気分になった。が、一方では気恥ずかしい気持ちでいると、テーブルの反対側に座っていた剽軽もののオブライエンが、浩二にウィンクしながら言う。

「それにね、マリリン、証言が終わった後、ミスター・ワタナベは陪審員たちに丁寧にお辞儀したので、陪審員たちは大喜びしたのですよ。あの証言の中で、一番良かったのはあのお辞儀かも知れないな」

また、驚いたことに、それを聞いたロジャース老人までが追い打ちをかけたのだ。

「あのお辞儀は大変良かった。あの時のミスター・ワタナベは大変な名優ぶりでしたよ」

何だ、結局のところ自分の証言で良かったのは、お辞儀だけだったのだと、浩二は心の中で苦笑したが、黙っていた。

宴の後、この時点で日本側に報告してもよいことをニューマンに再確認してから、山本がZスピードプロジェクトのリーダーである山田に電話をして事実上の勝訴を報告した。

翌朝、裁判所に行ったのはニューマンとオブライエンだけである。裁判記録を読むと、原告側、被告側の弁護人を前に、裁判官は次のように述べている。

「昨日、この特許侵害について私は指示評決を決定しました。これは今も変わらないことを確認します。もう1つの被告側弁護人の出した、公正と誠意への違反に関する略式判決の動議についても、昨夜熟慮しました。この動議も認めることとなりますが、正式には後ほど書き物でその旨を原告、被告に通知します。以上は私が昨夜時間をかけて今までの判決例を熟読し、決定した結論です」

裁判は阪神重工の完全勝訴で終わった。浩二はもっと長かったように感じていたが、裁判は月曜日から金曜日の午前中の4日と半日で終了したことになる。

なお、その日から1か月以内なら TPM 社は上

級裁判所に控訴できること、キャロル・マーチャント裁判官が判決結果を正式な文書にするまでは公式には裁判は継続中であること、そして、裁判官が正式文書を作成し、裁判が正式に終了するまでには、約1か月がかかることなどが分かった。

その日、金曜日の午後、浩二たちは、クリーブランドからアクロン市に移動した。その夜、浩二はホテルから1週間ぶりに妻の裕子に電話をした。

「もしもし、みんな元気かい。裁判は勝訴で終わったから、安心してくれよ」

「何の連絡もないから心配していたけど、勝って良かったわね。それで、いつ帰えるの？」

「うん、1週間以内には帰国できると思うけど、まだこちらで仕事が残っているので、いつになるかはっきりしないな。それより、子供たちはその後元気かい？」

「それが、今一つなのよ。それもあるから、あなたには1日でも早く帰って欲しいわね」

「分かった。できるだけ早く帰るようにするよ」

裁判のことばかりが気になって半ば忘れていたが、この電話で浩二は、自分には家族が、3人の息子たちがいることを思い出すのだった。

翌日と翌々日の土日とも、ホテルでゆっくりしたかったのだが、土曜日の夜は、松岡の家での、山本、浜田、松岡、黒木と浩二、それに松岡と黒木の家族も加わって裁判の勝利を祝う、日本人だけの宴となった。ただ、裁判に勝ってよかったよかったと皆は大喜びしているように見えたが、浩二はまったく浮かれて騒ぐ気にはなれなかった。

裁判が終わるまでは、勝訴で終わればどんなにうれしいだろうと考えていたにも関わらず、希望通りの結果になっても、予想していたような喜びは湧いてこない。何か大きな未解決問題を抱えている時は半ば忘れていたが、それが解決すると、今度は別の問題が深刻な問題として急速にクローズアップされることがある。その時の浩二はこの状態だった。日本に帰ってもさまざまな問題、なすべき課題が多いことを思い出していた。

特許侵害していないとアメリカの裁判所が認めてくれても、それは元々自分たちが信じて疑わなかったことが認められただけなのだ。さらに、終わってみると、競合相手から訴えられたことには開発責任者としての自分の責任が大きいという意識が強くなっていった。問題がないようにしたと確

信し、今までは裁判に勝つことだけを考えていた。だが、敵から訴えられるような構造を採用したことは自分の責任で、それによって、この1年余りの間、多くの人たちを心配させ、会社に多大の損害を与えたという意識がだんだん強くなり、浩二は気が滅入ってゆくのがあった。

翌日、浩二は松岡、黒木とともにGタイヤ会社の購買部と設備部を訪問し、裁判の勝訴を報告するとともに、それまでの協力への礼を述べた。特に、裁判のためのデポジションに協力してくれた四人には丁寧に礼を述べた。運よく設備部長のディック・タイソンも購買部長のポール・ゴーンもいた。タイソンは、浩二の手を握りながら言った。

「コージ、おめでとう。私は阪神重工の勝訴を信じていました。ただ、陪審裁判では何が起こるか予測できないので、指示評決になって良かったですね」

「ありがとうございます。皆さんが、公正なデポジションをしてくださったおかげです。アメリカでの陪審裁判ですから、アメリカ企業に有利な判決がなされることはないかと、正直なところ大変心配していたのです」

「宣誓をしているデポジションでは、私たちはどちらかに有利に、ではなく、本当のことを証言するだけです。それに、アメリカは法と正義が支配するフェアな国ですよ。」

「その通りだと改めて知りました。負けていれば御社にも大きなご迷惑をおかけしたので、本当に良かったと思います」

この後、タイソンはその日の夜に阪神重工の勝訴を祝う夕食会を開こうと提案してきた。8分の1アメリカ原住民の血が混ざると言うタイソンは、髪が真っ黒で、「私にも子供の時には蒙古斑があったのだよ」と言って、浩二たちに特別の親しみと好意を示すことがあった。その日の彼の提案には、彼の浩二たちへの親しみが影響していたのかも知れない。

タイソンがその場で電話をしてくれたお蔭で、当日のことにも関わらず、設備部と購買部の7人が参加してくれることになった。幸いにして、デポジションで証言した4人とも参加してくれた。懇親会は中東風の名前の、アクロン市内で最も豪華なレストランで催した。もともとレバノン系のオーナーが作った中東風の建物のレストランだが、

シシカバブ など一部に中東風メニューがある以外、今は典型的なアメリカ風のレストランである。宴は午後7時から11時過ぎまで続いた。

和解による裁判の最終的な解決

翌日の午後、ニューマンから浜田に電話が入り、TPM 社が和解を提案してきたことを知った。裁判が終わってから和解とはおかしな感じがするが、裁判官が判決文を発行するまでは裁判は継続中だ。TPM 社は1か月以内なら上級裁判所に控訴もできる。

TPM 社が提案してきた和解内容は、TPM 社は今後阪神重工もその関係会社も訴えず、上級裁判所への控訴もしないので、正式判決文が出る前に和解したことにして訴訟を終えさせて欲しい、と言うものだった。阪神重工が特許侵害をしていないことだけでなく、TPM 社が公正と誠意に違反していることが判決で確定すると、TPM 社と弁護士にとっても非常に不名誉な結果になると考えたからか？

敗訴が確定的になってから和解とは虫が良すぎるが、阪神重工としてもこれ以上裁判に関わっている時間も、弁護士費用など経済的な負担に耐える余裕もなかった。すぐに、山本課長がこの内容を東京にいる山田に報告した。翌日、山田からTPM 社の和解提案を受け入れるとの連絡が入り、正式に和解が成立した。TPM 社は形式的に1,000万ドルの和解金を阪神重工に支払うことになった。こうして、1年3か月ほどの間、阪神重工の人々の心に重くのしかかっていた特許係争が完全に終わったのである。1987年の3月19日になっていた。

その後も急速な円高が進行し、阪神重工で開発した機械を日本から世界の市場に輸出していくこ

とが難しくなった。そのため、アメリカや中国に工場を建てることを検討しなければならなくなった。浩二はその後アメリカ工場を立ち上げるプロジェクトに参加し、オハイオに新会社を設立した後は、技術責任者として3年余りのアメリカ駐在を経験した。ちょうど、日本経済のバブルが破裂して、高度成長時代が完全に終わった頃のことである。

エピローグ

浩二はそれまで何事も自分の意思で行動してきたと考えていたが、21世紀も13年目に入ったこの頃になると、実際は何か流されてここまで来たようだ、と感じることが多くなってきた。誰かが言ったように、『この世界で個人の意思は何も決めない。すべては大きな流れの中にあり、我々はそこに浮いているだけ』かも知れないな、と思うのである。

この話に登場した人物の何人かが既に鬼籍に入っているのは、あれから四半世紀以上が過ぎていいるのだから、当然のことかも知れない。

数年前、あの中内勝が他界したことを耳にした時、浩二は、工場管理職会議で何回か叱責されたこと、とりわけ課員の前で罵倒され、「君はこれ以上昇進できない」と捨て台詞を投げつけられた日のことを、無性に懐かしく思い出すとともに、人は誰でも死ぬのだという強い無常観を感じた。

もう一つ、中内の死よりさらに数年前になるが、あの浜田茂雄の訃報を聞いた時、浩二は驚きと悲しみで動転した。まだ50代の若さだったのだ。

浜田が「渡辺課長、大変です」と電話をかけてきた日のことを、浩二は今でも時々昨日のこのように思い出す。

完



エリー湖側から見たクリーブランド市街